

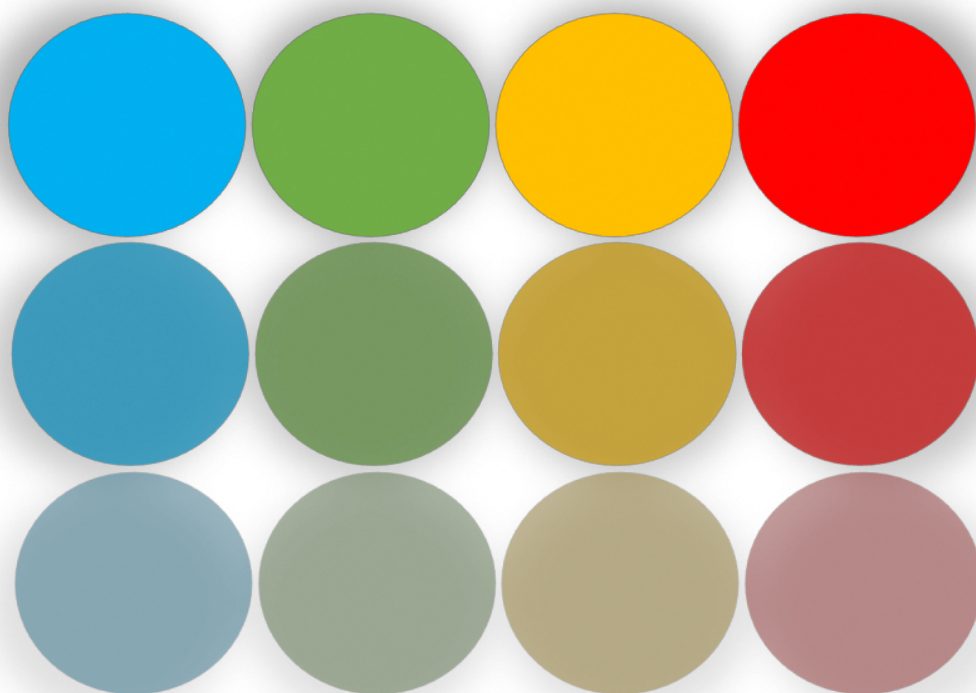
第4次

四 街 道 市

男女共同参画推進計画

性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、

個性を発揮できる社会を目指して



令和4年2月

YOTSUKAIDO City

はじめに

近年、少子高齢化の進行や価値観やライフスタイルの多様化、雇用環境の変化など、私たちを取り巻く社会環境が、様々な分野で急速に変化しています。

国においては平成 27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されるなど、女性の職業生活における活躍は主要な課題として、より一層の推進が求められています。



このような中、市民一人ひとりが、性別にかかわらず個人として尊重され、個性を發揮できる社会の実現が、ますます重要となっており、本市は、これまで推進してきた「第3次四街道市男女共同参画推進計画」の施策を継承、発展させ、さらなる男女共同参画の推進を図るため、「第4次四街道市男女共同参画推進計画」を策定しました。

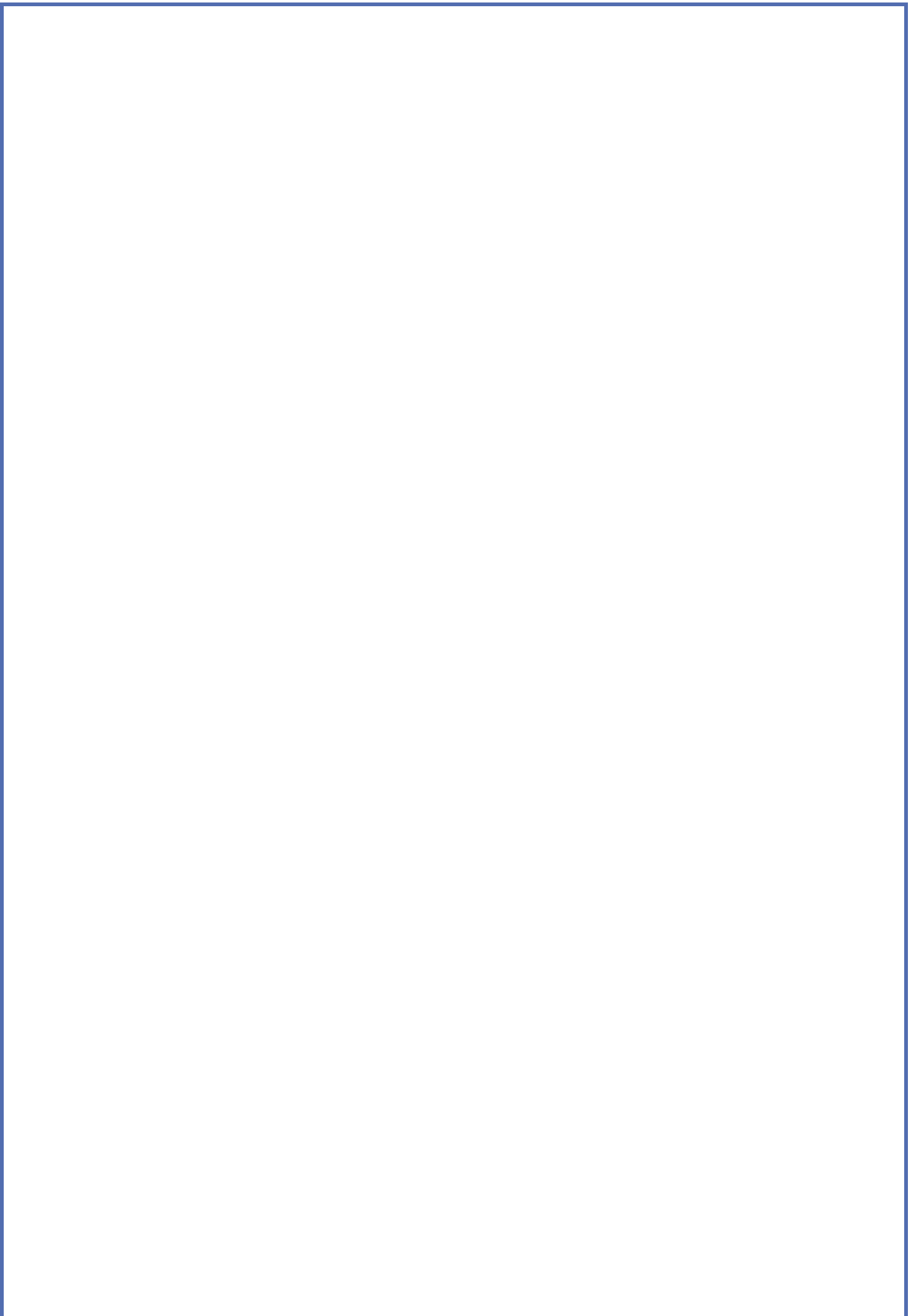
本計画では、その効果的な推進を図るため、社会状況や本市の現状を踏まえ、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画、DV防止と被害者支援に関する施策を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画として位置付け、これら施策に対する取組を明確にしています。

今後は、この「第4次四街道市男女共同参画推進計画」に基づき、本市がめざす男女共同参画社会の実現に向け、積極的な取組を進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提案をいただきました四街道市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました市民の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和4年2月

四街道市長 佐渡 斉



目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の期間.....	4
4 男女共同参画を取り巻く現状.....	4
5 めざす社会のすがた.....	19
6 計画の体系.....	20
第2章 具体的施策	23
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり.....	24
(1) 男女共同参画に対する意識づくり.....	26
(2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進.....	27
基本目標2 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり.....	28
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進（女性活躍推進計画）.....	30
(2) 労働分野における男女共同参画の促進（女性活躍推進計画）.....	31
(3) 家庭や地域における男女共同参画の促進.....	33
基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり.....	36
(1) DV防止と被害者支援（DV防止計画）.....	38
(2) ハラスメントや性犯罪の防止.....	39
(3) 生涯を通じた健康づくりの支援.....	39
(4) 防災・復興における男女共同参画の促進.....	41
第3章 計画の推進	43
1 計画の推進体制.....	44
2 計画の適切な進行管理.....	44
指標一覧	45
成果指標一覧.....	46
資料編	49
1 諮問.....	50
2 答申.....	50
3 四街道市男女共同参画審議会条例.....	53
4 四街道市男女共同参画審議会委員名簿.....	54
5 四街道市男女共同参画推進本部設置要綱.....	55
6 男女共同参画社会基本法.....	58
7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	62
8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	72
9 用語解説等.....	83

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成 11（1999）年 6 月に、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指して「男女共同参画社会基本法」が制定されてから 22 年が経過しました。

この間、平成 13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）、平成 27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が制定されるなど、各種法整備等が行われ、男女共同参画社会の実現に向け一定の進展が見られていますが、いまだに多くの課題が残されています。

国際社会に目を向けると、平成 27（2015）年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に基づく「持続可能な開発目標」（以下「SDGs」という。）では、17 ある目標の中に「ジェンダー平等」が掲げられるなど、男女共同参画の推進は重要な取組の一つとなっています。

一方、世界経済フォーラムが令和 3（2021）年 3 月に公表した「ジェンダー・ギャップ指数」における日本の総合順位は、156 か国中 120 位で、依然として先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN 諸国より低い結果となりました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等は、男女共同参画の重要性を改めて認識させることとなりました。

本市においても、平成 16（2004）年から「四街道市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな取組を計画的に推進し、着実な進展を図ってきたところです。

しかしながら、令和 2（2020）年 11 月に実施した「四街道市男女共同参画市民意識調査」（以下「男女共同参画市民意識調査」という。）では、依然として男女の地位の平等について「男性の方が優遇されている」と感じる人が多く、固定的性別役割分担意識の解消には至っていない状況です。

また、「第 3 次四街道市男女共同参画推進計画」における指標の進捗状況においては、目標値を達成していない項目も多くあり、それらの改善も課題となっています。

このような状況を踏まえ、本市では令和 3（2021）年度まで推進してきた「第 3 次四街道市男女共同参画推進計画」の施策を継承、発展させながら、さらなる男女共同参画の推進を図っていくため、「第 4 次四街道市男女共同参画推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

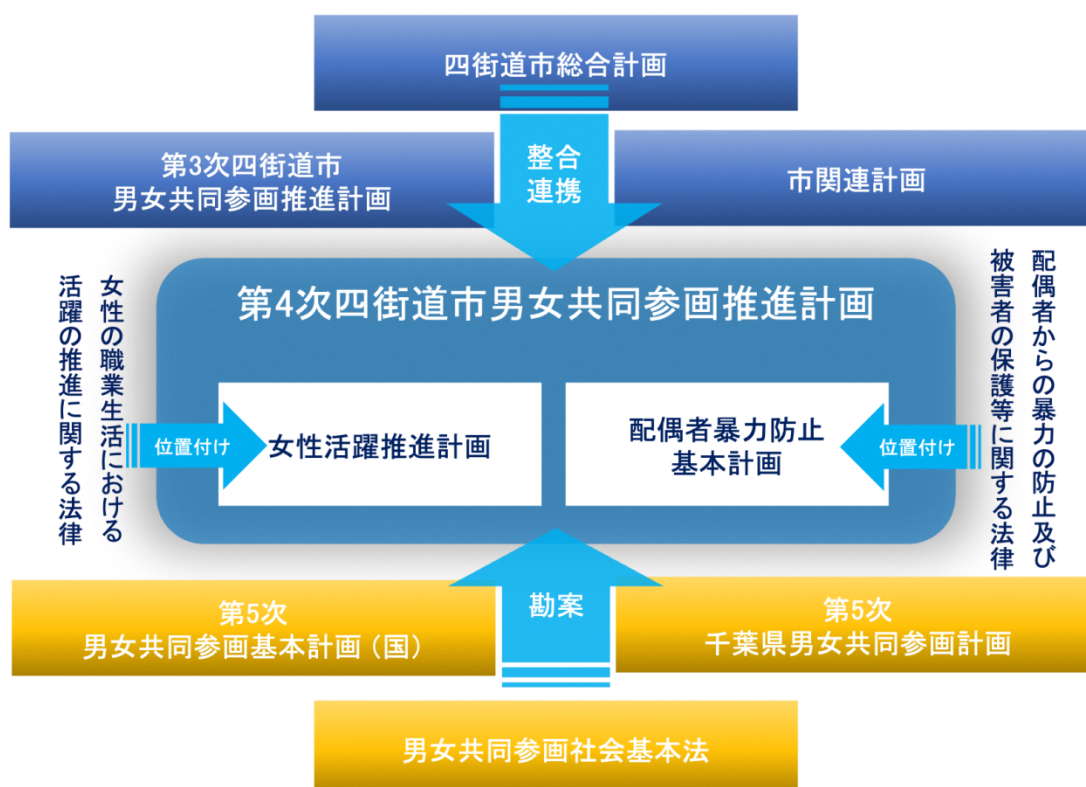
国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「第5次千葉県男女共同参画計画」の趣旨を十分に踏まえるとともに、「四街道市総合計画」及び他分野の関連計画との整合性を図るものとします。

(1) 女性活躍推進計画

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要となっていることから、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けることとし、女性の職業生活における活躍を推進するための取組を明確にします。

(2) DV(ドメスティック・バイオレンス)防止計画

女性に対する暴力が深刻な社会問題として認識され、DVに対する緊急的な対応が求められていることから、配偶者等からの暴力防止と被害者支援に関する施策を「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置付けることとし、DV防止と被害者支援の取組を明確にします。



3 計画の期間

令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間とします。

ただし、社会情勢の変化や本計画の進行状況等を踏まえ、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
<div style="background-color: #FFD700; padding: 10px; display: inline-block; border-radius: 15px;"> 第4次四街道市男女共同参画推進計画 令和4年度～13年度 </div>									
<small>社会情勢の変化等、必要に応じて見直し</small>									

4 男女共同参画を取り巻く現状

(1) 社会の状況

- ① 日本の総人口は、平成20（2008）年（12,808万人）をピークに、平成23（2011）年（12,783万人）以降は一貫して減少しています。年齢区分別の割合をみると、平成9（1997）年に65歳以上人口（15.7%）が0～14歳人口（15.3%）を上回り、令和2（2020）年は65歳以上人口（28.6%）が0～14歳人口（11.9%）の2.4倍となっています。
15～64歳人口は、平成7（1995）年（8,726万人）をピークに減少し、令和2（2020）年（7,509万人）はピーク時より1,217万人少なくなっています。総人口に占める割合は平成4（1992）年（69.8%）をピークに減少し、令和2（2020）年は59.5%と6割を下回り、人口減少・少子高齢化社会が進行しています。
- ② 政策・方針決定過程への女性参画は大きな進展が見られず、令和2（2020）年4月現在の「指導的地位」に女性が占める割合について「市区町村における本庁課長相当職」は17.8%、「民間企業（100人以上）における課長相当職」は11.5%にとどまっています。
- ③ 女性の年齢階級別労働力率について、昭和55（1980）年においては25～29歳（49.2%）及び30～34歳（48.2%）を底とする「M字カーブ」を描いていましたが、令和2年では25～29歳が85.9%、30～34歳が77.8%と上昇しており、M字型から先進諸国で見られる台形に近づきつつあります。
- ④ 女性の年齢階級別労働力率について、令和2（2020）年においては、25～29歳が85.9%と最も高くなっています。30～39歳では70%台後半とやや落ちるものの、40～54歳では80%台前後とやや高くなっています。

- ⑤ 労働者の非正規雇用比率について、平成 27 (2015) 年から令和 2 (2020) 年において、男性は 21.9%から 22.2%とやや増加、女性は 56.3%から 54.4%とやや減少しています。女性の正規雇用者の割合は増加傾向にあるものの、依然として非正規雇用者の割合が過半数を占めています。
- ⑥ 女性の働き方において、令和元 (2019) 年には、「就業継続型」を肯定する割合が女性 63.7%、男性 58.0%であり、男女ともに6割前後まで上昇しました。また、第1子出産後の就業継続率が増加傾向にあり、特に、育児休業を取得して就業継続した女性の割合は、平成 17 (2005) ~平成 21 (2009) 年の 19.4% (第1子出産前有職者に占める割合は 27.1%) から平成 22 (2010) ~平成 26 (2014) 年 28.3% (同 39.2%) へと上昇しています。
- ⑦ 女性の育児休業の取得率は、平成 20 (2008) 年に 90.6%とピークを迎え、その後 80%台のほぼ横ばいで推移しています。また第1子出産前後における退職者の割合は、平成 22 (2010) ~平成 26 (2014) 年に 33.9%となり、平成 17 (2005) ~平成 21 (2009) 年の 42.9%から減少し、就業継続者の割合は、40.3%から 53.1%と増加しています。
- ⑧ 民間企業の男性の育児休業の取得率は、平成 24 (2012) 年の 1.89%から徐々に増加し、令和元 (2019) 年には 7.48%となっています。しかし、依然として女性に比べて大幅に低水準となっています。
- ⑨ 仕事、家庭生活、地域・個人生活の関わり方の希望について、令和元 (2019) 年において、女性は「家庭生活を優先したい」 (35.1%) が最も割合が高く、男性は「仕事と家庭生活をともに優先したい」 (30.4%) が最も割合が高くなっています。現状は、女性は「家庭生活を優先している」 (39.9%) が最も割合が高く、男性は「仕事を優先している」 (36.5%) が最も割合が高くなっています。また、6歳未満の子どもを持つ男性が家事・育児に関わる時間は、「家事・育児関連時間全体」が1時間 22分、「うち育児の時間」が 48分と、先進国と比較して低水準となっています。
- ⑩ 女性に関する人権問題について、平成 29 (2017) 年において、「職場において差別待遇を受けること」が 50.5%と最も高く、「セクシュアル・ハラスメント (性的嫌がらせ)」 (42.9%)、「ドメスティック・バイオレンス (配偶者やパートナーからの暴力)」 (35.6%) と続き、女性に対する暴力が社会問題として認識されています。また、配偶者からのDV被害経験について令和 2 (2020) 年には、「何度もあった」「1、2度あった」と回答した女性の割合の合計が 25.9%、男性が 18.4%となっており、男性のDV被害についても認識が深まりつつあります。
- ⑪ 内閣府の「配偶者暴力相談支援センター」への相談件数は年々増加しており、令和 2 (2020) 年度はコロナ下の生活不安やストレスなどにより、DV相談件数が 190,030件となり、前年度比で約 1.6倍に増加しています。
- ⑫ 近年増加する災害の発生に備え、女性等の視点に基づく取組を進める必要が生じており、第5次男女共同参画基本計画 (令和 2 (2020) 年 12月 25日閣議決定) における取組として「女性の視点からの防災・復興ガイドラインに基づく取組の浸透、地方公共団体との連携」が示されています。

- ⑬ 性別や年代（ライフステージ）によって、男女が直面する健康課題が異なっています。特に女性は思春期、成熟期、更年期、高齢期と、ライフステージにより発生する疾患や健康の課題が変遷し、平成 29（2017）年の女性の年齢階級別がん罹患率については、乳がんが最も高く、35～49 歳にかけて急増した後、横ばいで緩やかに減少しています。子宮がんの罹患率は低いものの、30～54 歳まで緩やかに増加し、その後減少しています。大腸、肺、胃がんの罹患率は、30 歳から緩やかに増加し、80 歳を超えるまで増加し続けています。
- ⑭ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により顕在化したDV等の増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等への対応、育児の悩みや介護疲れなどへの支援、テレワークの普及など柔軟な働き方への対応のほか、SDGs の達成に向けた対策を講じる必要が生じています。

【出典】

- ①総務省「国勢調査」、「人口推計」
- ②～⑥内閣府「令和3年版男女共同参画白書」
- ⑦厚生労働省「雇用均等基本調査(令和元(2019)年)」、内閣府「令和3年版男女共同参画白書」
- ⑧内閣府「令和3年版男女共同参画白書」
- ⑨内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(令和元(2019)年)」、内閣府・男女共同参画推進連携会議「ひとりひとりが幸せな社会のために ～令和2年版データ～」
- ⑩内閣府「人権擁護に関する世論調査(平成 29(2017)年)」、内閣府「令和3年版男女共同参画白書」
- ⑪内閣府「令和3年版男女共同参画白書」
- ⑫内閣府「第5次男女共同参画基本計画」
- ⑬内閣府「令和3年版男女共同参画白書」
- ⑭内閣府「第5次男女共同参画基本計画」ほか

(2) 「第3次四街道市男女共同参画推進計画」における検証

「第3次四街道市男女共同参画推進計画」では、「めざす社会のすがた」の実現に向け27の成果指標を設定しました。

令和3（2021）年4月1日時点では、27指標のうち16指標（59.3%）に進捗があり、8指標（29.6%）が目標を達成しました。特に課題2「あらゆる分野における男女共同参画の実現」、課題3「ワーク・ライフ・バランスの推進」は80%を超える進捗率となっています。一方で、課題4「男女の生涯を通じた健康づくりの支援」、課題5「DV等の暴力の根絶」については、進捗率が約33%、課題1「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」については、進捗率が40%にとどまるなど課題も見られます。

目標の達成に至っていない指標はもとより、前進した指標についても男女共同参画の視点から更なる改善の余地があることに留意し、引き続き「めざす社会のすがた」の実現に向けた実効性の高い成果指標を設定し、取り組んでいく必要があります。

各成果指標については、「◎:目標値・目標状態を達成したもの」、「○:目標値・目標状態に向け進捗したもの」、「△:目標値に向け進捗しなかったもの」、「-:評価対象外のもの」で評価しています。

【指標全体】

課題等	合計	①進捗あり		②進捗なし (△)	③対象外 (-)
		◎:達成	○:進捗		
1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	5	2 40.0%	0 0%	2 60.0%	3 0%
2 あらゆる分野における男女共同参画の実現	5	4 80.0%	3 60.0%	1 20.0%	1 20.0%
3 ワーク・ライフ・バランスの推進	5	4 80.0%	2 40.0%	2 40.0%	1 20.0%
4 男女の生涯を通じた健康づくりの支援	3	1 33.3%	1 33.3%	0 0%	2 66.7%
5 DV等の暴力の根絶	3	1 33.3%	0 0%	1 33.3%	2 33.3%
計画の推進 男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化	6	4 66.7%	2 33.3%	2 33.3%	2 33.3%
合計	27	16 59.3%	8 29.6%	8 29.6%	9 33.3%

【課題1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり 指標】

成果指標	基準値	目標値・目標状態		現状値	進捗
a 社会全体の中で男女の地位は平等であると思う人の割合	H24年度	H29年度	R2年度	R2年度	△
	女性 13.3% 男性 27.2%	女性 21.0% 男性 32.0%	女性 22.0% 男性 33.0%	女性 9.1% 男性 20.9%	
b 家庭生活の中で男女の地位は平等であると思う人の割合	H24年度	H29年度	R2年度	R2年度	△
	女性 33.6% 男性 50.4%	女性 43.0% 男性 57.0%	女性 44.0% 男性 58.0%	女性 32.3% 男性 46.1%	
c 社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位は平等であると思う人の割合	H24年度	H29年度	R2年度	R2年度	○
	女性 11.7% 男性 15.7%	女性 18.0% 男性 28.0%	女性 19.0% 男性 29.0%	女性 12.8% 男性 23.4%	
d 職場の中で男女の地位は平等であると思う人の割合	H24年度	H29年度	R2年度	R2年度	○
	女性 19.7% 男性 26.7%	女性 27.0% 男性 34.0%	女性 28.0% 男性 35.0%	女性 26.9% 男性 31.7%	
e 学校教育の場で男女の地位は平等であると思う人の割合	H24年度	H29年度	R2年度	R2年度	△
	女性 61.0% 男性 72.5%	女性 69.0% 男性 76.0%	女性 71.0% 男性 78.0%	女性 59.8% 男性 73.3%	

第1章 計画策定の基本的な考え方

【課題2 あらゆる分野における男女共同参画の実現 指標】

成果指標		基準値	目標値・目標状態		現状値	進捗
a	審議会等委員に占める女性の割合	H24年度末現在	H27年度	H30年度	R2年度	○
		28.8%	30.0%	35.0%	31.9%	
b	女性委員ゼロの審議会等の割合	H24年度末現在	R3年度		R2年度	△
		14.3%	年々減少しゼロに近づける		15.2%	
c	家族経営協定締結農家数	H24年度末現在	R3年度		R2年度	◎
		14戸	年々増加する (年1戸以上増加する)		21戸	
d	女性の社会的チャレンジ支援の講座の実施回数	H24年度	R3年度		R2年度	◎
		1回	年1回以上実施する		1回	
e	女性消防団員数	H25年4月1日現在	R4年4月1日現在		R3年4月1日現在	◎
		8人	10人		12人	

【課題3 ワーク・ライフ・バランスの推進 指標】

成果指標		基準値	目標値・目標状態		現状値	進捗
a	ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合	H24年度	H29年度	R2年度	R2年度	○
		19.3%	30.0%	37.0%	27.4%	
b	家庭生活のための時間が取れていると感じている人の割合	H24年度	H29年度	R2年度	R2年度	△
		女性 80.8% 男性 69.9%	女性 85.0% 男性 73.0%	女性 87.0% 男性 76.0%	女性 79.4% 男性 74.6%	
c	家事諸項目(食事・掃除洗濯)の担当者が「夫婦とも同じ程度」と回答した人の割合	H24年度	H29年度	R2年度	R2年度	○
		女性 4.3% 男性 8.7%	女性 5.0% 男性 9.0%	女性 6.0% 男性 10.0%	女性 7.0% 男性 9.9%	
d	子ども家庭福祉に対する取り組みに「満足している」と回答した人の割合	H23年度	H28年度	R3年度	H28年度	◎
		16.2%	調査ごとに増加する	調査ごとに増加する	26.3%	
e	保育所入所待機児童数	H25年4月1日現在	H31年4月1日現在		R3年4月1日現在	◎
		36人	0人		0人	

※「d 子ども家庭福祉に対する取り組みに「満足している」と回答した人の割合」の現状値は H28 年度の値を記載

【課題4 男女の生涯を通じた健康づくりの支援 指標】

成果指標		基準値	目標値・目標状態		現状値	進捗
a	健康づくりに対する取り組みに「満足している」と回答した人の割合	H23 年度	H28 年度	R3年度	H28 年度	◎
		23.2%	調査ごとに増加する	調査ごとに増加する	26.2%	
b	乳がん検診の受診率	H24 年度末現在	H30 年度		R2年度	—
		37.2%	50.0%		17.2% (参考数値)	
c	子宮頸がん検診の受診率	H24 年度末現在	H30 年度		R2年度	—
		27.6%	50.0%		12.2% (参考数値)	

※「a 健康づくりに対する取り組みに「満足している」と回答した人の割合」の現状値は H28 年度の値を記載

※「b 乳がん検診の受診率」「c 子宮頸がん検診の受診率」はH28 年度以降算定方法が変更となり比較できないため、評価対象外

【課題5 DV等の暴力の根絶 指標】

成果指標		基準値	目標値・目標状態		現状値	進捗
a	DVが人権侵害であると認識する人の割合	H24 年度	H29 年度	R2年度	R2年度	○
		53.4%	100%に限りなく近づける	100%に限りなく近づける	70.0%	
b	DVの被害経験(精神的、肉体的、性的)があると回答した女性の割合	H24 年度	H29 年度	R2年度	R2年度	△
		精神的 5.0% 肉体的 2.0% 性的 1.2%	調査ごとに減少する	調査ごとに減少する	精神的 6.4% 肉体的 3.7% 性的 2.7%	
c	セクシュアル・ハラスメントの被害経験(職場、学校、地域)があると回答した女性の割合	H24 年度	H29 年度	R2年度	R2年度	△
		職場で 25.0% 学校で 4.6% 地域で 4.6%	調査ごとに減少する	調査ごとに減少する	職場で 35.7% 学校で 9.5% 地域で 9.0%	

第1章 計画策定の基本的な考え方

【計画の推進 男女共同参画社会の形成に取り組む体制の強化 指標】

成果指標		基準値	目標値・目標状態		現状値	進捗
a	男女共同参画に対する取り組みに「満足している」と回答した人の割合	H23年度	H28年度	R3年度	H28年度	◎
		7.9%	調査ごとに増加する	調査ごとに増加する	10.8%	
b	課長相当職以上に占める女性の割合	H25年4月1日現在	R4年4月1日現在		R3年4月1日現在	△
		3.6%	5.0%		1.4% (72人中1人)	
c	男性職員の育児休暇等の取得率	H24年度	R3年度		R2年度	○
		7.1%	55.0%		25.0% (12人中3人)	
d	市職員の性別介護休暇取得状況	H24年度	R3年度		R2年度	◎
		女性0人 男性0人	女性、男性ともに取得を希望する人が取得できる		女性2人 男性1人	
e	男女共同参画に関する職員・教員等研修の参加者数	H24年度	R3年度		R2年度	△
		職員51人 教員等25人	参加者数が増加する		職員21人 教員等18人	
f	男女共同参画に関する職員・教員等研修の研修目的の達成度	H24年度	R3年度		R2年度	○
		職員68.0% 教員等85.0%	研修の目的に沿った評価をした人の割合が年々増加する		職員47.7% 教員等100%	

※「a 男女共同参画に対する取り組みに「満足している」と回答した人の割合」の現状値は H28 年度の値を記載

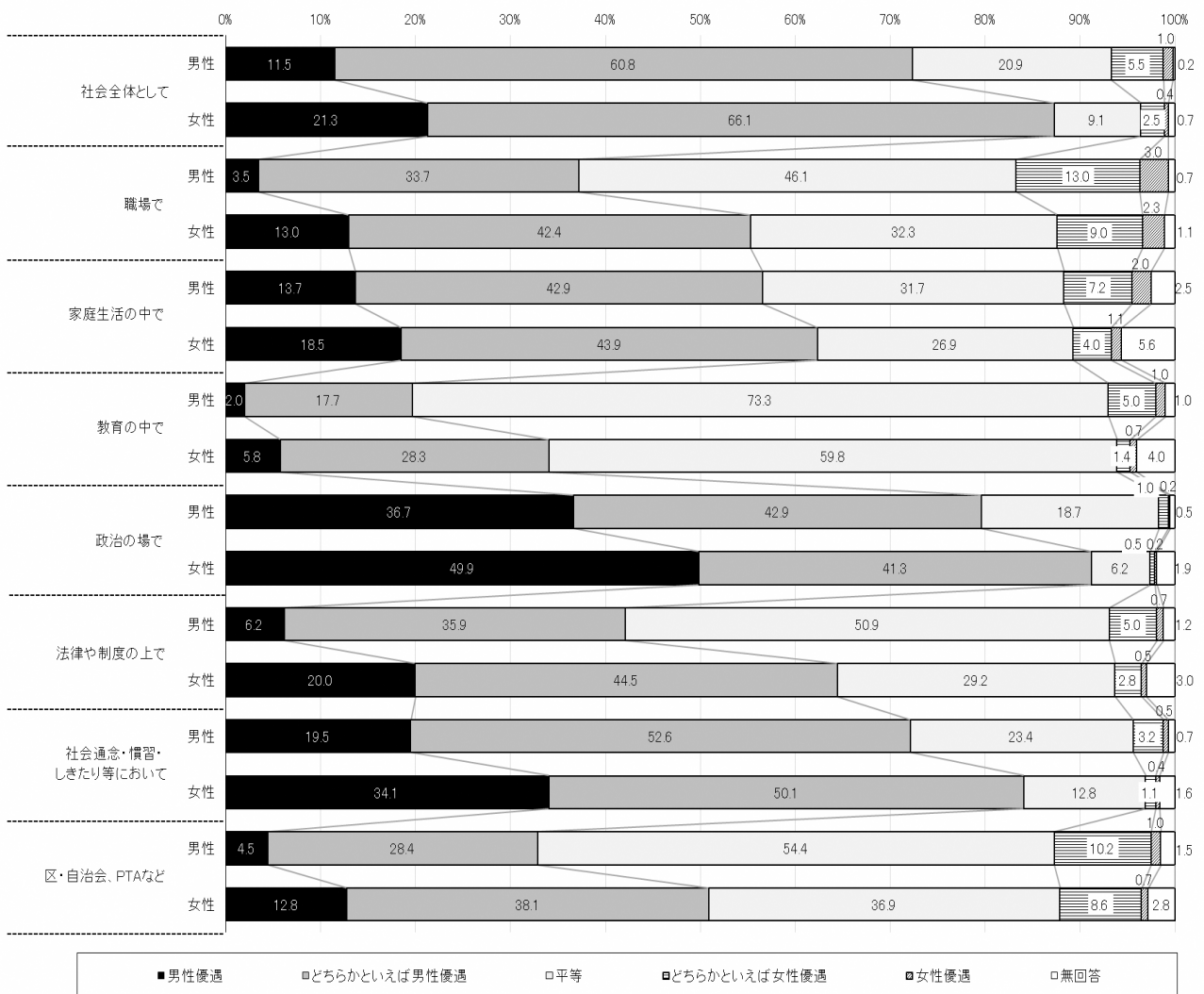
(3) 「男女共同参画市民意識調査(令和2(2020)年)」結果(概要)

- ① 男女の地位の平等について、依然として「男性の方が優遇されている」と感じる人が多い一方、固定的性別役割分担意識については、解消傾向にあります。

男女の地位については、教育分野を除き、男性の方が優遇されているという意識が強く、特に女性は男性よりも不平等を感じています。前回調査(平成 29(2017)年)同様、本市は全国に比べて男性が優遇されているという意識が高くなっています。

固定的性別役割分担意識(男は仕事、女は家庭という考え方)については、「否定的」が増加傾向にあります。前々回調査(平成 24(2012)年)では「肯定的」(36.4%)が「否定的」(33.3%)を上回っていましたが、前回調査で「否定的」(35.2%)が「肯定的」(26.3%)を逆転し、今回調査で「否定的」(35.2%)と「肯定的」(26.3%)との差はさらに広がっています。

図表1 男女の地位の平等について(男女別)



男性(n=401)
女性(n=569)

- ② 男女共同参画社会を実現するために行政が力を入れていくべきことについて、再就職の支援や子育て支援及び保育サービスの充実、雇用環境や勤務体制のための事業所への啓発に関する内容が上位を占めています。

男女共同参画社会を実現するために行政が力を入れていくべきことについては、「子育てや介護などでいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」(66.6%)が最も高く、次いで「子育て支援の推進と保育サービスの充実を行う」(56.7%)、「仕事と家庭の両立のための事業所への意識啓発を行う」(50.8%)となっています。

図表2 男女共同参画社会の実現に向けて行政が力を入れていくべきこと（全体）



- ③ 女性の働き方として「中断再就職型」よりも「就業継続型」を求める意識が強く、女性の仕事と家庭生活の優先度合いでは、育児期の女性で「仕事優先」が減少しています。

女性(男性の場合は「妻・パートナー」)の理想の働き方として、「就業継続型(結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を持ち続ける)」と「中断再就職型(妊娠・出産を機にいったん仕事を辞め、子育てなどが落ち着いてから再び働く)」がともに33.4%で支持されています。

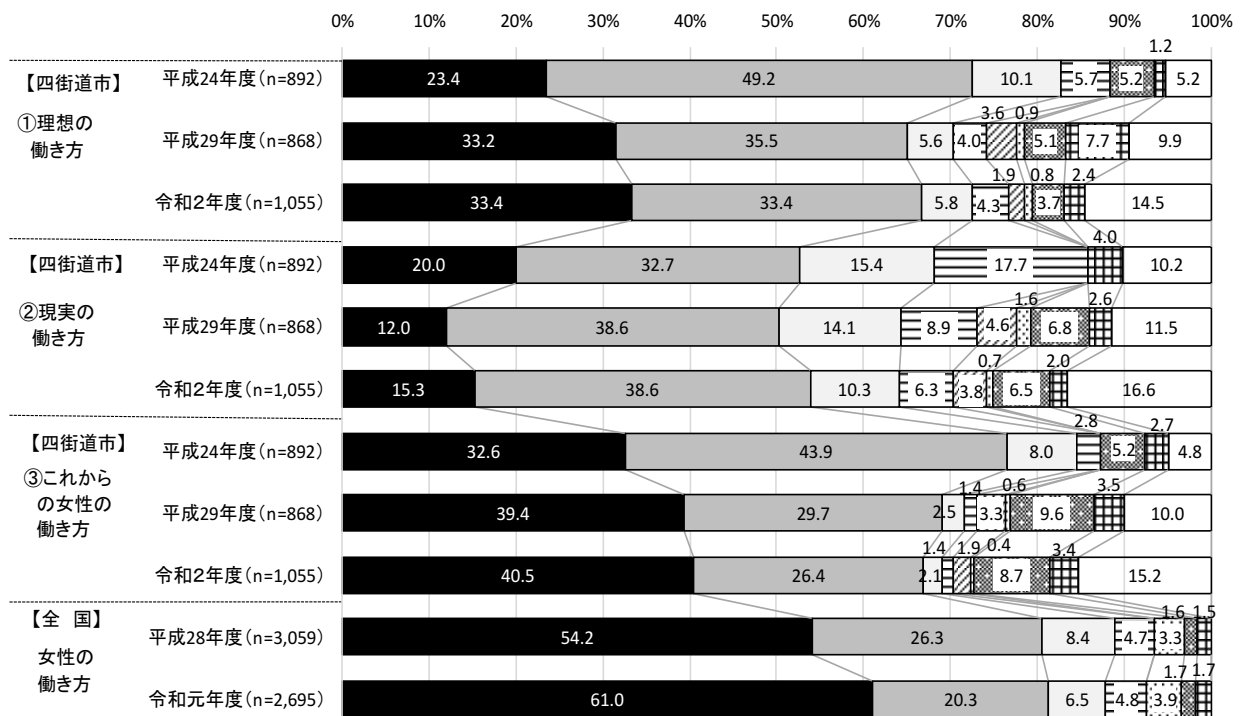
一方、女性の現実の働き方については、「中断再就職型」が38.6%と最も高く、次いで「就業継続型」が15.3%となっています。

また、これからの女性の働き方については、「就業継続型」が40.5%と最も高く、次いで「中断再就職型」が26.4%と10ポイント以上の差が開いています。

前々回調査と比較すると、女性(男性の場合は「妻・パートナー」)の理想の働き方として「就業継続型」が10ポイント増加しているほか、これからの女性の働き方でも、「就業継続型」が増加しています。

さらに、女性の仕事、家庭と地域への関わり方については、30歳代で「仕事」優先が28.9%と20歳代の73.0%から大幅に減少しています。

図表3 女性の働き方について(経年比較)



- 結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を持ち続ける 【(エ)子供ができて、ずっと仕事を続ける方がよい】
 - 妊娠・出産を機にいったん仕事を辞め、子育てなどが落ち着いてから再び働く 【(オ)子供ができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい】
 - 妊娠・出産を機に家庭に入り、その後は家事や子育てに専念する 【(ウ)子供ができるまでは、職業をもつ方がよい】
 - 結婚するまでは職業に就き、結婚したら家事に専念する 【(イ)結婚するまでは職業をもつ方がよい】
 - ☑ 結婚後または子育てが落ち着いてから、初めて仕事を持つ
 - ずっと仕事を持たない 【(ア)女性は職業をもたない方がよい】
 - ☒ わからない【わからない】
 - その他【その他】
 - 無回答
- 【 】内は全国調査の選択肢

第1章 計画策定の基本的な考え方

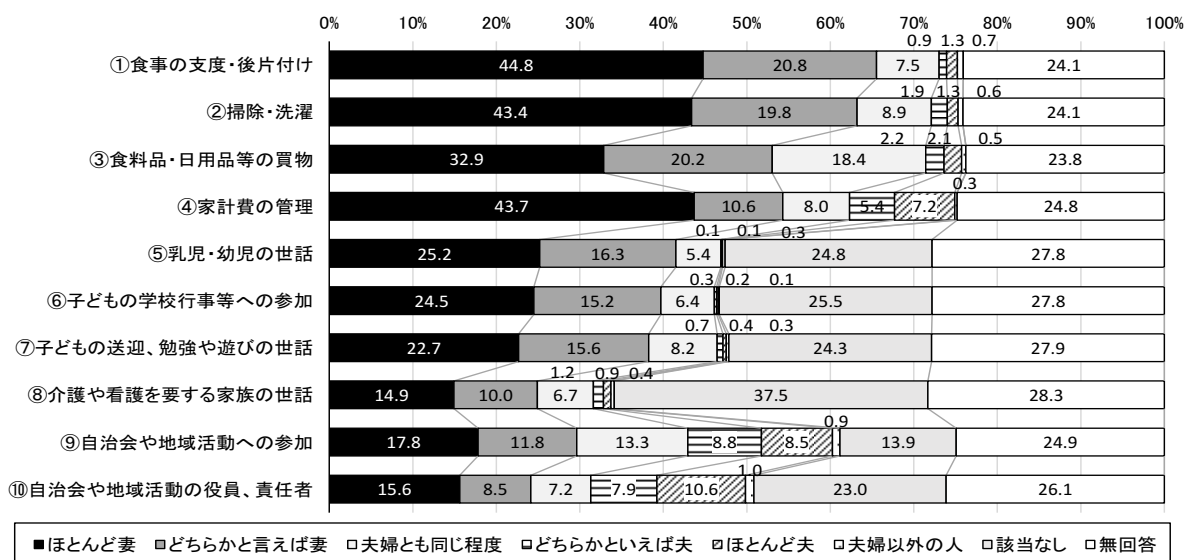
- ④ ワーク・ライフ・バランスについて、男性の特に 50 歳代以下では仕事を優先している人が非常に多くなっているものの、男女とも、家事等の負担を夫婦とも同じ程度で分担することを理想としています。また、男性の 30～50 歳代と女性の 20 歳代以下の一部では「家庭等の個人生活」のための時間を十分にとれていません。

配偶者間における家事等の分担については、男女ともに、実態としては家事等を妻が負担している事実を認めつつ、理想としては「夫婦とも同じ程度」の分担を希望しています(ただし、「家計費の管理」では「夫婦とも同じ程度」を「妻が負担するべき」が上回っています)。また、「自治会や地域活動の役員、責任者」以外のすべての項目に関して男性に比べて女性の方が「夫婦とも同程度」の分担を希望しています。

仕事・家庭・地域との関わり方については、「主に仕事・学業を優先している」は男性の 50 歳代以下すべての年代で 70%以上と非常に高くなっています。

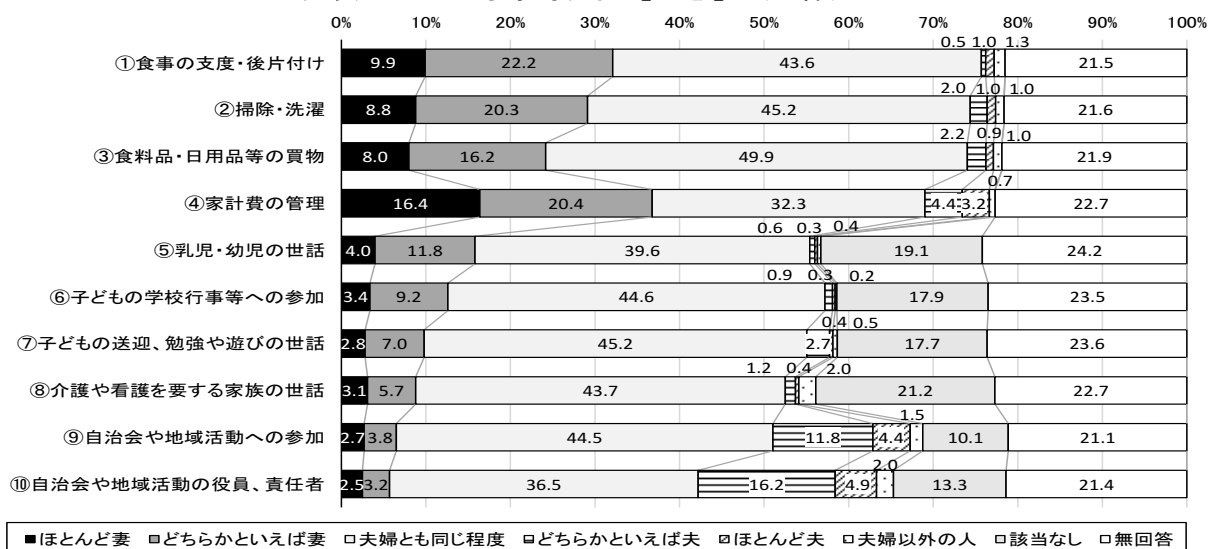
「家庭等の個人生活」のための時間については、「取れている」が 77.7%と「取れていない」の 18.8%を大幅に上回っています。しかし、男性の 30～50 歳代と女性の 20 歳代以下では「取れていない」が 30%台と高くなっています。

図表 4-1 家事等分担【実態】(全体)



(n=1,055)

図表 4-2 家事等分担【理想】(全体)



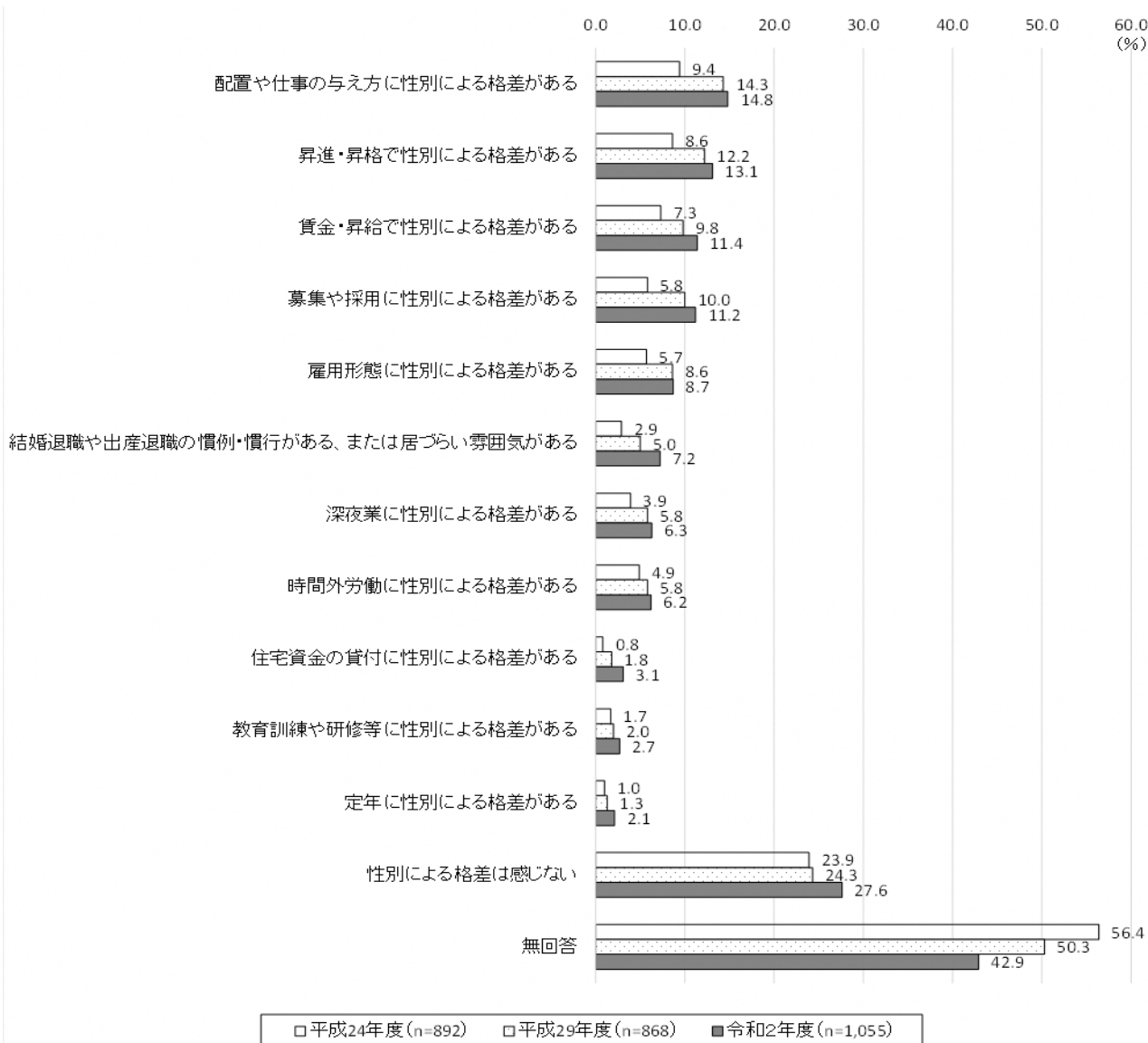
(n=1,055)

- ⑤ 仕事と家庭を両立していくための環境づくりについて、女性の特に30歳代は、就業継続のための条件・環境整備を求めています。

仕事と家庭を両立していくための環境づくりについては、女性の30歳代では、「育児・介護休業中の代替要員の確保など制度を利用しやすい職場環境の整備」が49.4%と最も高く、次いで「家族の積極的な育児・介護・家事への参加」が43.4%、「在宅勤務、フレックスタイム制度など柔軟な勤務制度の導入」が42.2%となっています。

職場における性別による格差については、「性別による格差は感じない」が27.6%と最も高くなっている一方、性別による格差があるという項目のうちでは、「配置や仕事の与え方に性別による格差がある」が14.8%と最も高く、次いで「昇進・昇格で性別による格差がある」が13.1%、「賃金・昇給で性別による格差がある」が11.4%となっています。前々回調査(平成24(2012)年)と比較すると、「性別による格差は感じない」が増加傾向にある一方、性別による格差があるというすべての項目でも増加傾向にあります。

図表5 職場での性別による格差（経年比較）



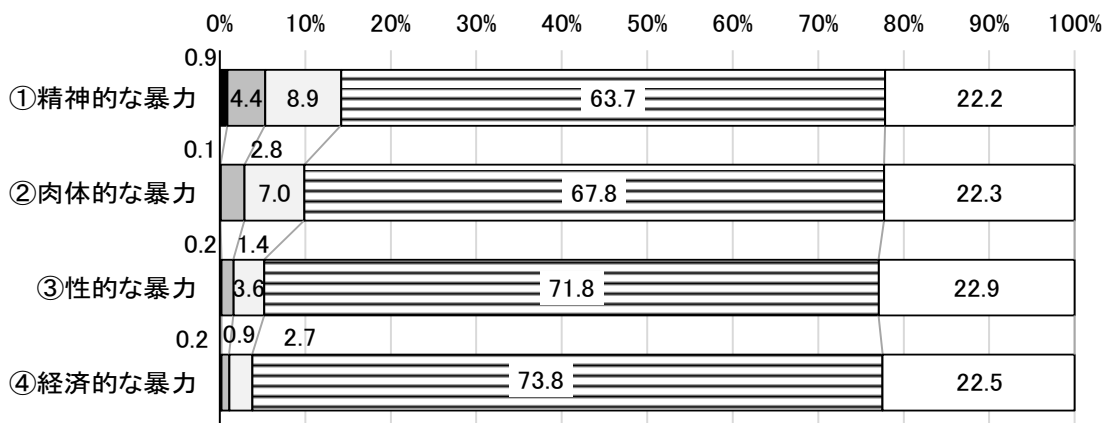
※無回答には仕事をしていない人を含む

- ⑥ DVについて、DVを人権侵害と認識する人が増加しており、DV被害者は、男女ともに存在し、すべてのDVの被害経験において女性が男性を上回っています。

人権が侵害されていると感じる場合については、「レイプ(強姦)、痴漢等の性暴力・性犯罪」が80.4%と最も高く、次いで「職場や学校等でのセクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)」が74.5%、「パートナーや交際相手からの暴力」が70.0%となっています。

また、DVの被害経験については、すべての項目で「経験がない」が最も高くなっています。「経験がある」のうち、「過去に経験したが今はない」が最も高いものの、「頻繁に受けている」と「何度か経験がある」の合計は、「精神的な暴力」5.3%、「肉体的な暴力」2.9%、「性的な暴力」1.6%、「経済的な暴力」1.1%となっている。暴力行為を受けた経験は、すべての暴力で女性が男性を上回っています。経年比較でみると、前々回調査(平成24(2012)年)からすべての項目で「経験がない」が増加傾向にある一方、「経済的な暴力」を除いたすべての項目で「頻繁に受けている」と「何度か経験がある」の合計が増加傾向にあります。

図表6 ドメスティック・バイオレンスの経験(全体)

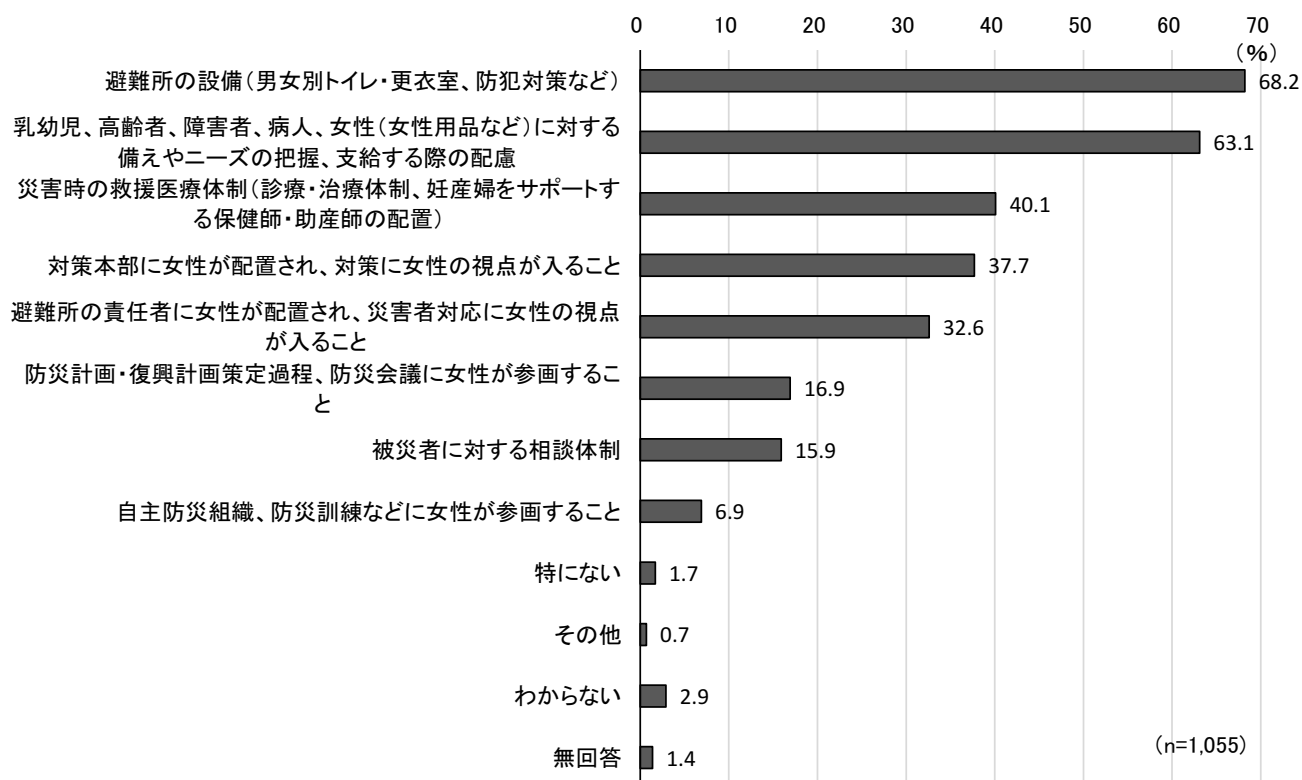


■頻繁に受けている □何度か経験がある □過去に経験したが今はない □経験がない □無回答
(n=1,055)

- ⑦ 防災・災害復興対策について、避難所の設備（男女別トイレ・更衣室・防犯対策など）や乳幼児、高齢者、障害者、病人、女性（女性用品など）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮などが求められています。

女性の視点に配慮した防災・災害復興対策については、「避難所の設備（男女別トイレ・更衣室・防犯対策など）」が 68.2%と最も高く、次いで「乳幼児、高齢者、障害者、病人、女性（女性用品など）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」が 63.1%、「災害時の救援医療体制（診療・治療体制、妊産婦をサポートする保健師・助産師の配置）」が 40.1%となっています。特に「乳幼児、高齢者、障害者、病人、女性（女性用品など）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」では、女性（68.2%）と男性（56.6%）との差が 11.6 ポイントと高くなっています。

図表7 女性の視点で取り組む防災・災害復興対策（全体）



(4) 国や千葉県の動向

① 国の動向

国は、平成 11 (1999) 年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画社会」の実現を目指し、平成 12 (2000) 年に「男女共同参画基本計画」を策定しました。その後、5年ごとに計画の見直しを行いながら、令和 2 (2020) 年 12 月に「第 5 次男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成 13 (2001) 年には、「DV防止法」が公布され、その後、平成 25 (2013) 年の改正では、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及び被害者も保護の対象として、適用が拡大されました。

平成 27 (2015) 年 8 月には、仕事で活躍したいと希望するすべての女性が、個性や能力を存分に発揮できる社会の実現を目指して「女性活躍推進法」が成立しました。当初は労働者 300 人以下の企業は努力義務とされていましたが、令和元 (2019) 年の改正により、令和 4 (2022) 年 4 月から 101 人以上の事業主に対して、「女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析」「定量的目標」を設定し、「行動計画を策定し公表する」「女性の活躍状況（採用比率・管理職比率等）を公表する」などを義務化しています。

平成 27 (2015) 年 9 月に国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、この中で、「誰一人取り残さない」社会を目指す SDG s が掲げられました。その実施に向け、平成 28 (2016) 年 5 月に総理大臣を本部長、官房長官、外務大臣を副本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDG s 推進本部」を設置し、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む体制を整えました。さらに、同年 12 月に、今後の日本の取組の指針となる「SDG s 実施指針」を決定しています。

② 千葉県の動向

千葉県では、平成 13 (2001) 年 3 月に、男女共同参画社会基本法に基づく「千葉県男女共同参画計画」を策定、その後、国の計画に合わせて見直しを図りながら、令和 3 (2021) 年 3 月に「第 5 次千葉県男女共同参画計画」を策定し、ワーク・ライフ・バランスの普及促進、子育て・介護への支援、DV・児童虐待対策などに引き続き重点的に取り組むとともに、これまでの災害時の対応では女性と男性のニーズの違いが十分に配慮されていないといった課題を踏まえ、防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進についても、重点的取組としています。また、この計画は「女性活躍推進法」に基づく都道府県推進計画としても位置付け、それらの視点に基づいた重点施策が設定されています。

5 めざす社会のすがた

本計画では、男女共同参画社会基本法の趣旨とこれまでの男女共同参画の推進に向けた本市の取組を踏まえ、次のとおり「めざす社会のすがた」を掲げ、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取組の目標とします。

めざす社会のすがた

性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、
個性を発揮できる社会

「めざす社会のすがた」については、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえながら、だれもがその意義を正しく理解し共有する必要があること、また、本計画が前計画における「めざす社会のすがた」の実現に向けた取組を継承、発展させるものであることから、本計画においても引き続き「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を発揮できる社会」を「めざす社会のすがた」として掲げ、その実現に向け、積極的な取組を推進します。

6 計画の体系

めざす
社会の
すがた

性別にかかわらず、
だれもが個人として尊重され、
個性を発揮できる社会

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり



施策の方向	基本的施策
(1) 男女共同参画に対する意識づくり	① あらゆる人々にとつての男女共同参画の推進
(2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進	① 就学前における男女共同参画の推進
	② 学校教育における男女共同参画の推進

基本目標2 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり



施策の方向	基本的施策
(1) 政策・方針決定過程への女性参画の促進 (女性活躍推進計画)	① 市政における方針決定過程への女性参画の推進
	② 事業所等における方針決定過程への女性参画の促進
(2) 労働分野における男女共同参画の促進 (女性活躍推進計画)	① ワーク・ライフ・バランスの推進
	② 事業所等における男女共同参画の促進
	③ 女性の就業に向けた支援
	④ 多様な働き方に対する支援
(3) 家庭や地域における男女共同参画の促進	① 家庭生活と仕事の両立に向けた支援
	② 男性の家庭参画の推進
	③ 地域活動における男女共同参画の促進

基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり



施策の方向	基本的施策
(1) DV 防止と被害者支援 (DV 防止計画)	① DV を許さない社会づくりに向けた啓発
	② DV に関する相談支援
	③ 関係機関との連携強化
(2) ハラスメントや性犯罪の防止	① ハラスメントの防止に向けた意識の啓発
	② 性犯罪の防止に向けた安全対策の推進
(3) 生涯を通じた健康づくりの支援	① 妊娠・出産・子育てに関する健康支援
	② 生涯を通じた男女の健康支援
(4) 防災・復興における男女共同参画の促進	① 防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進

SDGs の達成のためには、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、施策に反映することが必要とされているため、本計画では、SDGs との関連を示し、組織横断的に取り組むこととします。

「SDG s」とは、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals)のことで、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 (2018) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。

国のSDG s 推進本部が令和元 (2019) 年に決定した「SDG s 実施指針改定版」では、地方自治体の様々な計画にSDG s の要素を反映すること等が期待されています。



国連が作成したSDG s ロゴ・アイコン

第2章 具体的施策

基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

平成11（1999）年に男女共同参画社会基本法が制定され、翌年、国において同法に基づく男女共同参画基本計画を策定しています。

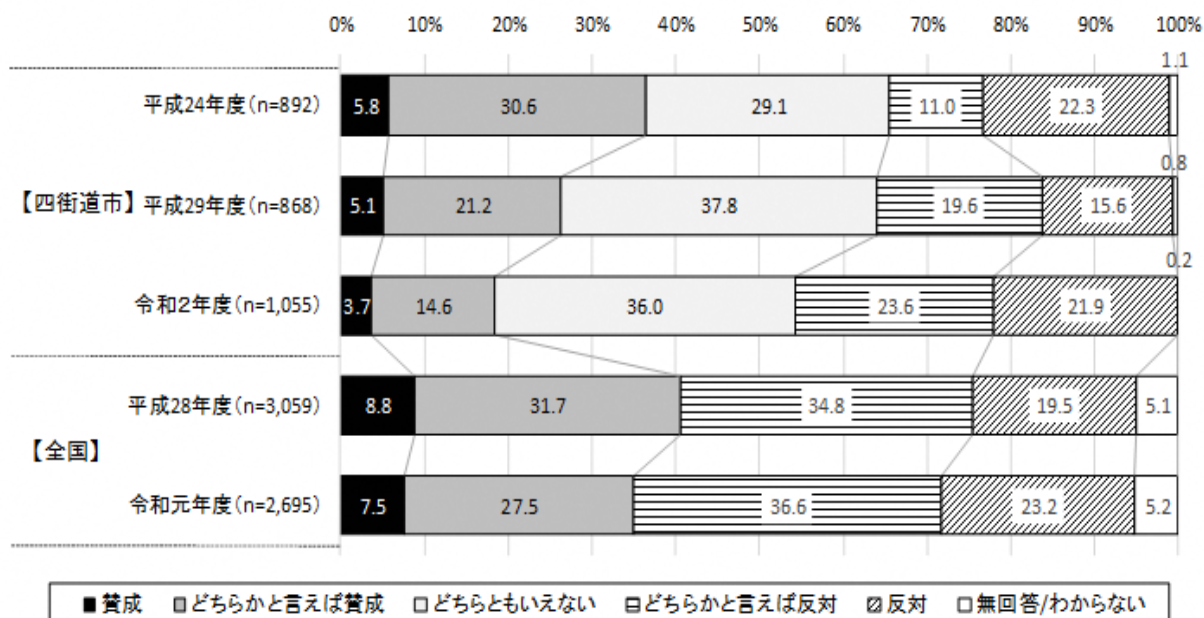
また、平成27（2015）年には、「女性活躍推進法」が制定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けて各種法整備等が行われてきました。

本市においても、平成16（2004）年から「四街道市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな取組を計画的に推進し、着実な進展を図ってきたところです。

しかし、「男女共同参画市民意識調査」では、社会全体における男女の地位の平等について、「平等」と感じる人は、14.5%となっており、「男性の方が優遇されている」と感じる人の80.5%を大幅に下回っています。一方、固定的性別役割分担意識（男は仕事、女は家庭という考え方）に否定的な人は45.5%と平成29（2017）年の前回調査（35.2%）より増加しているものの、男女共同参画社会の実現に向けた各種法整備等の効果が市民に十分に浸透しているとは言いがたく、男性優遇という意識、固定的性別役割分担意識や無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）は依然として解消には至っていません。

このような状況を改善し、全ての人が、職場、家庭、地域などあらゆる分野で活躍し、男女共同参画社会を実現するために、高齢者、若者、子ども等あらゆる人々に対する男女共同参画への意識づくりを進めていきます。

図表 「男は仕事、女は家庭」という考え方（経年比較）



※全国・内閣府世論調査では「どちらともいえない」を調査していない

【成果指標】

指標名		現状値	目標値	
1	社会全体における男女の地位は平等であると感じる人の割合	女性 9.1% 男性 20.9% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 女性 19% 男性 27%	【R12年度】 女性 25% 男性 35%
2	社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位は平等であると感じる人の割合	女性 12.8% 男性 23.4% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 女性 21% 男性 30%	【R12年度】 女性 27% 男性 36%
3	「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な人の割合	女性 51.1% 男性 39.2% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 女性 64% 男性 56%	【R12年度】 女性 70% 男性 67%
4	男女共同参画に対する取組に満足している人の割合	10.8% H28年市民意識調査	【R8年度】 14%	【R13年度】 18%
5	「将来の夢や目標を持っていますか」の質問に対する肯定的な割合	小学生 83.0% 中学生 63.1% R3年度全国学力・ 学習状況調査	【R8年度】 増加を 目指します	【R13年度】 増加を 目指します

(1) 男女共同参画に対する意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けた土台づくりとなる、市民一人ひとりの意識づくりを推進します。

男女共同参画に関する講座や研修会を開催するほか、SNSなどの多様なメディアを通じて市民に男女共同参画に関する情報を発信することで、一層の理解を促します。

男性の家庭参画を促進し、固定的性別役割分担意識にとらわれないよう、性別にもとづく無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）の解消を図ります。

【基本的施策】

① あらゆる人々にとっての男女共同参画の推進

主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課
1 男女共同参画に関する情報収集及び啓発	男女共同参画に関する意識啓発を図るため、さまざまなメディアを活用して情報発信するとともに感想、意見の収集に努めます。	情報発信の回数	政策推進課
2 男女共同参画推進のための講座等の開催	男女共同参画社会の実現に向けた各種講座等を開催します。また、開催にあたっては、子育て世代の参加を促進します。	講座等の参加者数	政策推進課
3 固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発	男性が家事や育児に積極的に参加するきっかけとなる基礎的な講座等の開催をはじめとした固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。	講座等の男性参加者数	政策推進課 健康増進課 社会教育課
4 イクメン・カジダン等のアドバイスブックの作成・配布	男性が積極的に育児や家事に関わることができるよう、啓発する冊子を作成し、関連部署と連携し、効果的に配布します。	冊子の配布数	政策推進課

(2) 男女共同参画に関する教育・学習の推進

子どもの頃から男女共同参画に対する意識に触れることにより、男女ともに自分自身で考えて行動できる能力を養う教育を推進します。

「男らしさ」、「女らしさ」にとらわれることなく、一人ひとりの子どもの可能性を伸ばすため、幼児期から小・中学校まで成長段階に応じた男女共同参画の視点に立った教育・学習を展開します。また、人権教育やキャリア教育などを通じて、性別にかかわらず主体的に進路の選択ができるよう意識を育みます。

【基本的施策】

① 就学前における男女共同参画の推進

主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課
1 保育所における男女共同参画の促進	保育所において男女共同参画の視点に配慮した保育の実施を促進します。	啓発等の回数	保育課
2 幼稚園における男女共同参画の促進	幼稚園協会との連携を図り、幼稚園において男女共同参画の視点に配慮した教育の実施を促進します。	啓発等の回数	保育課

② 学校教育における男女共同参画の推進

主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課
1 学校における男女共同参画推進教育の実施	児童・生徒が対等の立場で互いの人権を尊重し合う関係を育てる学習を実施します。	研修等の開催回数	指導課
2 個性や能力を尊重した教育環境づくり(キャリア教育の推進)	男女共同参画の視点に配慮した教育活動を実施し、性別にとらわれず、主体的に進路の選択ができるよう指導します。	会議等の開催回数	指導課
3 メディア・リテラシーに関する意識啓発	児童・生徒が様々なメディアから発信される情報を、主体的に収集・判断できる能力を育成するほか、人権に配慮し情報を発信する意識の高揚に努めます。	研修等の実施回数	指導課
4 教員等への男女共同参画に関する意識啓発	教員等に対し、性別にとらわれず、児童・生徒の個性を育む指導ができるよう、研修の実施や情報提供などにより、意識啓発を行います。	研修等の開催回数	指導課

基本目標2 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

近年、女性の働く環境は徐々に改善されつつあり、令和2（2020）年の「労働力調査」結果では、15歳～64歳の女性の就業率が70.6%となり、10年前と比べて約10%上昇しています。

市の審議会における女性参画については、委員に占める女性の割合が31.9%（令和2（2020）年度）と、千葉県内の市町村平均26.4%と比べて進んでいます。

一方、政策・方針決定過程への女性参画は、まだ十分ではなく、国の第2次男女共同参画基本計画において、「社会のあらゆる分野において、令和2（2020）年までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度にする」という目標を設定し、取組を進めてきましたが、低水準にとどまり、第5次男女共同参画基本計画において「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。」とされたところです。市の女性管理職については、令和2（2020）年4月1日現在の課長相当職以上に占める女性の割合が、4.2%と千葉県内の市町村平均10.6%と比べて低水準であり、令和3（2021）年4月1日現在においては1.4%とさらに減少しています。

「男女共同参画市民意識調査」では、職場における男女の地位の平等について「平等」であると感じる人の割合は、29.3%となっており、前回調査（25.0%）と比較して増加傾向にあるものの、依然低い水準となっています。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、働き方の見直しや、男性の子育てへの参画など、さまざまな取組が進められており、男性が家事や子育てを担うことに対する社会の意識は、大きく変化しています。

しかしながら、実際には固定的性別役割分担意識により、男性は仕事中心となることが多く、家庭生活や地域生活との関わりが希薄になりがちであり、「男女共同参画市民意識調査」では、日常生活の中での「仕事・学業」「家庭等の個人生活」「地域・ボランティア等の活動（地域活動）」への関わり方について、男性は「主に仕事・学業をしている」が61.1%と高く、女性（31.5%）を29.6ポイント上回っています。女性は、「ほぼ「家庭等の個人生活」に関わっている」が35.1%と最も高く、男性（15.5%）を19.6ポイント上回っています。また、家事等の分担（理想）については、ほとんどの項目で「夫婦とも同じ程度」が最も高くなっており、男性も家事等を負担する意識はあるものの、家事等の分担（実態）については、すべての項目で「妻が行う」が最も高く、家庭における家事・子育て・介護等の多くは女性が担っているのが現状です。

このため、男女がともに仕事と生活をバランスよく両立することにより、一人ひとりが多様な生き方を選択できるよう、誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくりを進めます。

【成果指標】

指標名		現状値	目標値	
1	職場における男女の地位は平等であると感じる人の割合	女性 26.9% 男性 31.7% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 女性 35% 男性 38%	【R12年度】 女性 42% 男性 46%
2	課長相当職以上に占める市女性職員の割合	1.4% R3年4月1日	【R7年度】 5.0%	【R12年度】 「第五次特定事業主行動計画」 を踏まえ設定
3	審議会等委員に占める女性の割合	31.9% R2年度	【R8年度】 38%	【R13年度】 46%
4	ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合	27.4% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 36%	【R12年度】 43%
5	市男性職員の育児休業取得率	25.0% R2年度	【R7年度】 33%	【R12年度】 40%
6	家庭生活における男女の地位は平等であると感じる人の割合	女性 32.3% 男性 46.1% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 女性 40% 男性 53%	【R12年度】 女性 48% 男性 64%
7	家庭等の個人生活のための時間が取れていると感じる人の割合	女性 79.4% 男性 74.6% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 女性 87% 男性 82%	【R12年度】 女性 96% 男性 90%
8	保育所入所待機児童数	0人 R3年4月1日現在	【R9年 4月1日】 0人	【R14年 4月1日】 0人
9	子ども家庭支援に対する取組に満足している人の割合	26.3% H28年市民意識調査	【R8年度】 34%	【R13年度】 41%
10	家事諸項目(食事・掃除洗濯)の分担が夫婦とも同じ程度の人の割合	女性 7.0% 男性 9.9% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 女性 11% 男性 15%	【R12年度】 女性 14% 男性 20%

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進（女性活躍推進計画）

あらゆる分野において男女が多様な視点から対等の立場で参画できるように、事業所等への女性管理職登用の働きかけを行うとともに、自営業、農業における方針決定過程等への女性参画を促進します。また、審議会等において女性委員の積極的な登用を進めます。

【基本的施策】

① 市政における方針決定過程への女性参画の推進

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	市管理職への女性職員の登用	女性職員を多様なポストに積極的に配置し、職域や活躍の場を拡大するなど、職員の意識改革につながる取組を進め、管理職への登用を推進します。	—	人事課
2	市女性職員の能力発揮に関する支援	女性職員の職域に応じた各種研修等への参加を促進し、女性の能力発揮を支援します。	研修等の開催回数	人事課
3	審議会等における女性参画の推進	審議会等委員情報の整備・活用や所管課等への働きかけにより、各種審議会等委員の女性の積極的な登用を推進します。	周知等の回数	人事課

② 事業所等における方針決定過程への女性参画の促進

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	事業所における方針決定過程への女性参画の啓発	性別にかかわらず優秀な人材を管理職登用できる環境づくりを促進します。	啓発等の回数	産業振興課
2	自営業者における方針決定過程への女性参画の啓発	関係機関と連携し、自営業者に女性の参画が積極的に行われるよう、働きかけを行います。	啓発等の回数	産業振興課
3	農業者における方針決定過程への女性参画の啓発	関係機関と連携し、農業者に女性の参画が積極的に行われるよう、働きかけを行います。	啓発等の回数	産業振興課
4	農業における家族経営協定の締結促進	家族経営を基本とした農業において、経営の方針や役割分担、就業条件・就業環境を明確化する家族経営協定の締結を促進します。	啓発等の回数	産業振興課
5	事業所等における男女共同参画推進のための支援	事業者等の男女共同参画推進のため、研修等を実施する際の協力・支援等を検討するほか、各種専門機関の紹介等を行います。	支援等の回数	政策推進課 産業振興課

(2) 労働分野における男女共同参画の促進（女性活躍推進計画）

男女がともに自分らしい生き方を選択できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識の定着や職場環境の整備について、市民向けの講座の開催や事業所等に対する意識啓発に取り組むなど、仕事と生活の両立が可能となるための環境づくりを進めます。

労働の場における男女共同参画実現のため、事業所の男女共同参画に対する理解と実践を促します。また、就業を希望する女性が仕事と子育てや介護などを含む生活との選択を迫られることなく、働き続け、その能力を十分に発揮できるよう事業所等に働きかけます。

【基本的施策】

① ワーク・ライフ・バランスの推進

	主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課
1	市民へのワーク・ライフ・バランスの促進	ワーク・ライフ・バランスに関する講座等の開催や情報発信により、市民への意識啓発に取り組めます。	啓発等の回数	政策推進課
2	事業者等へのワーク・ライフ・バランスの促進	商工会等と連携し、事業所等への意識啓発に取り組めます。	啓発等の回数	産業振興課
3	市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進	ノー残業デーの徹底や年次有給休暇の取得の促進に努めるなど、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、職員への意識啓発を行います。	周知等の回数	人事課
4	市職員へのメンタルヘルス等健康管理の推進	職員へのメンタルヘルス研修やストレスチェック、健康相談を実施します。	講座等の開催回数	人事課
5	市職員への育児休業・看護休暇の普及・定着	育児・介護休業制度が男女職員ともに偏りなく活用できるよう周知するとともにその定着を推進します。	周知等の回数	人事課

② 事業所等における男女共同参画の促進

	主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課
1	事業所等への男女共同参画の推進に関する啓発	商工会等と連携し、事業所等への男女共同参画の推進に関する意識啓発に取り組みます。	啓発等の回数	産業振興課
2	雇用分野の法律や制度に関する普及・啓発	商工会等と連携し、「労働基準法」、「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法」、「パートタイム労働法」など雇用分野の法律や制度に関する普及・啓発を行います。	啓発等の回数	産業振興課
3	事業者等への一般事業主行動計画策定に関する普及・啓発	事業者等への「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画策定に関する普及・啓発を行います。	啓発等の回数	産業振興課
4	自営業者や創業者への支援	商工会等と連携し、各種情報の提供や相談業務、創業塾等の実施により、自営業者や創業希望者等の支援に努めます。	啓発等の回数	産業振興課
5	男女共同参画表彰制度の周知・啓発	千葉県男女共同参画推進事業所表彰制度等を周知し、よりよい取組ができるよう促進します。	啓発等の回数	産業振興課
6	公共調達におけるポジティブ・アクションの推進	総合評価落札方式・企画競争方式を行う際に、「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」に対して評価点の加算を行います。	総合評価落札方式・企画競争方式を行う際に、評価点の加算を行った回数	契約課

③ 女性の就業に向けた支援

	主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課
1	女性の就職・再就職の支援	就職・再就職を目指す女性を対象に、支援講座等を開催するほか、情報提供を行います。	講座等の開催回数	産業振興課
2	女性の就業継続に関する普及・啓発	女性が出産前後も就業継続ができるよう、商工会等と連携し、事業所等へ働きかけを行います。	啓発等の回数	産業振興課
3	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対する医療費等助成などの経済的支援を行うとともに、母子自立支援員による就業支援体制の充実を図り、ひとり親家庭の自立を支援します。	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業の支給件数	子育て支援課

④ 多様な働き方に対する支援

主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課
1 シニア世代の多様な働き方への支援	就職・再就職を希望するシニアの就業の場を確保するため、シルバー人材センターの活動の充実に向けた支援を行います。	シルバー人材センターの就業延べ人数	社会福祉課
2 障害のある人への支援	障害のある人や家族の相談に対応し、必要な情報提供を行うとともに、支援サービスの利用を促進します。	研修等の開催回数	障害者支援課
3 市職員への多様な働き方に関する研修の実施	ダイバーシティに関する理解促進のため、職員への研修を実施します。	研修等の開催回数	人事課
4 多様な働き方に対する情報提供	商工会等と連携し、LGBTに配慮した職場環境の整備など、ダイバーシティに関する情報提供を行います。	情報提供等の回数	政策推進課 産業振興課
5 事業者等におけるテレワークの促進	テレワークの導入等を促進するため、商工会等と連携し、事業所等への情報提供を行います。	情報提供等の回数	産業振興課
6 市におけるテレワークの推進	市においてテレワークの導入等による働きやすい職場を推進します。	—	人事課

(3) 家庭や地域における男女共同参画の促進

子育てや介護等を行う男女が仕事と生活を両立できるよう、必要な情報提供を行うとともに、相談・支援体制を充実させます。

時間外保育や病児・病後児保育など多様化するニーズに対応する保育サービスの提供や保育施設の充実に努めます。また、高齢者や障害のある人に対する相談体制を充実するとともに、支援制度を周知し、サービスの利用を促進します。

これまで女性が担う機会が多かった家事・子育て・介護等の家庭の分野について、男性の積極的な参画を促し、男女が協力しながら家事・子育て・介護等を担えるよう、学習・交流の機会を提供します。

自治会、PTA、子ども会などによる地域活動の場において、男女共同参画意識の浸透を図ることにより、だれもが地域活動に参加しやすくなるよう働きかけます。

【基本的施策】

① 家庭生活と仕事の両立に向けた支援

主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課
1 保育サービスの充実	仕事や他の活動と子育ての両立を図るため、時間外保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育など、多様化する保育ニーズに対応する各種保育サービスの充実に努めます。	保育所利用定員数	保育課
2 幼稚園における預かり保育の充実	仕事や他の活動と子育ての両立を図るため、幼稚園における保育開始時間前及び時間終了後に行う預かり保育の充実にに向けた支援に努めます。	預かり保育の利用述べ人数	保育課
3 こどもルーム(学童保育)の充実	働く親が安心できるよう、こどもルーム(学童保育)の機能充実に努めます。	こどもルーム(学童保育)の利用定員数	保育課
4 ひとり親家庭への支援(再掲)	ひとり親家庭に対する医療費等助成などの経済的支援を行うとともに、母子自立支援員による就業支援体制の充実に図り、ひとり親家庭の自立を支援します。	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業の支給件数	子育て支援課
5 ファミリー・サポート・センターにおける支援	地域で子育てができるよう、ファミリー・サポート・センターにおける育児の相互援助活動の推進を図ります。	未就学児利用延人数 就学児利用延人数	保育課
6 介護に関する環境の整備と情報提供	介護保険制度の周知のほか、高齢者の介護についての相談に対応し、必要な情報提供を行います。	講座等の開催回数	高齢者支援課

② 男性の家庭参画の推進

主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課
1 固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発(再掲)	男性が家事や育児に積極的に参加するきっかけとなる基礎的な講座等の開催をはじめとした、固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。	講座等の男性の参加者数	政策推進課 健康増進課 社会教育課
2 イクメン・カジダン等のアドバイスブックの作成・配布(再掲)	男性が積極的に育児や家事に関わることができるよう、啓発する冊子を作成し、関連部署と連携し、効果的に配布します。	冊子の配布数	政策推進課

③ 地域活動における男女共同参画の促進

	主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課
1	自治会における男女共同参画の促進	自治会による地域活動における男女共同参画意識の浸透を図るため、働きかけを行います。	広報等の回数	自治振興課
2	PTAの活動、子ども会における男女共同参画の促進	PTAの活動及び子ども会による地域活動における男女共同参画意識の浸透を図るため、働きかけを行います。	広報等の回数	社会教育課 スポーツ 青少年課
3	市民活動団体等における男女共同参画の促進	ボランティアやNPO等の市民活動団体や活動に携わりたい市民を育成し、性別に関わらずだれもが活動しやすい環境づくりを支援します。	講座等の開催回数	政策推進課

基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり

DV、ハラスメントなどは市民一人ひとりの身近で起こりうるものであり、深刻に受け止めるべき課題です。また、被害者の多くが女性であることから、男女共同参画社会を実現する上でも重要な課題です。

「男女共同参画市民意識調査」では、配偶者や恋人等からのDV（精神的暴力、肉体的暴力、性的暴力、経済的暴力のうちいずれか）の被害経験がある（「頻繁に受けている」＋「何度か経験がある」）と回答した女性は8.6%、男性は4.7%と、前回調査と比較し増加傾向にあります。

国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、DVの増加・深刻化の懸念を踏まえ、令和2（2020）年4月に新たに「DV相談＋（プラス）」を開始し、体制を拡充したところです。

このため、暴力を許さない市民意識の醸成、非常時にも機能する相談支援体制の充実、相談窓口の周知徹底により、暴力を容認しない環境づくりを進めます。

なお、本計画におけるDVに関する施策を「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置付けるとともに、DV防止と被害者支援の取組を強化します。

疾病や悩み、ストレスなど市民の健康に影響を及ぼす要因は、性別や年代によって大きく異なります。特に女性は、思春期、妊娠・出産・子育て期、更年期、高齢期等において特有の健康上の問題が生じることが多く、男性とは異なる配慮が求められます。

本市では、これまでも性差に配慮した健康情報の収集・提供、健康診査、相談業務などを実施してきましたが、引き続き、男女共同参画の視点を踏まえ、性別や年代に応じた健康づくりを支援します。

東日本大震災以降、令和元（2019）年房総半島台風や集中豪雨など激甚化する自然災害が起こる中で、令和3（2021）年3月に策定された「第5次千葉県男女共同参画計画」においては、防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進について重点的取組としています。

「男女共同参画市民意識調査」では、防災・災害復興対策で女性の視点に配慮して取り組む必要があると思うものについて、「避難所の設備（男女別トイレ、更衣室、防犯対策など）」が68.2%と最も高くなっており、次いで「乳幼児、高齢者、障害者、病人、女性（女性用品など）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」が63.1%となっています。

このため、「地域防災計画」や「避難所運営マニュアル」等に基づき、防災・復興分野における女性参画を引き続き促進し、市民ニーズを反映した更なる防災・復興対策の強化を図ります。

【成果指標】

指標名		現状値	目標値	
1	DVが人権侵害であると認識する人の割合	70.0% R2年男女共同参画 市民意識調査	<u>【R7年度】</u> 77%	<u>【R12年度】</u> 85%
2	DVに関する相談窓口を知っている人の割合	—	<u>【R7年度】</u> 75%	<u>【R12年度】</u> 83%
3	市内における性犯罪件数	3件 R2年	<u>【R8年】</u> 0件	<u>【R13年】</u> 0件
4	健康づくりに対する取組に満足している人の割合	26.2% H28年市民意識調査	<u>【R8年度】</u> 34%	<u>【R13年度】</u> 41%
5	妊娠届出に伴う妊婦面接の実施率	100% R2年度	<u>【R8年度】</u> 100%	<u>【R13年度】</u> 100%
6	3～4か月児相談の実施率	97.6% R2年度	<u>【R8年度】</u> 100%	<u>【R13年度】</u> 100%
7	乳がん検診の受診率 (40歳～69歳)	26.4% R元年度	<u>【R8年度】</u> 34%	<u>【R13年度】</u> 41%
8	子宮頸がん検診の受診率 (20歳～69歳)	15.7% R元年度	<u>【R8年度】</u> 20%	<u>【R13年度】</u> 26%
9	防災会議の委員に占める女性の割合	15.6% R3年度	<u>【R8年度】</u> 20%	<u>【R13年度】</u> 26%
10	消防団員に占める女性の割合	5.3% R3年4月1日現在	<u>【R9年 4月1日】</u> 8%	<u>【R14年 4月1日】</u> 12%

(1) DV防止と被害者支援 (DV防止計画)

広く市民に対してDVに関する情報提供や啓発活動を行うことによりDVの発生を未然に防ぐとともに、被害を潜在化させないよう努めます。

また、市内の連絡体制や関係機関との連携を図ることにより被害者の早期発見及び被害者への早期対応に努めながら、相談から生活再建まで一貫した切れ目のない被害者支援体制の構築を図ります。

【基本的施策】

① DVを許さない社会づくりに向けた啓発

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	DV防止に関する広報・啓発	DVを許さない社会づくりの実現に向け、DV防止に関する情報について、市のあらゆるメディアを活用して発信します。	情報発信の実施	子育て支援課
2	DVに関する相談窓口の周知	DVの被害を潜在化させないよう県の配偶者暴力相談支援センターや市の相談窓口等について、チラシ等の配布や広報、ホームページの掲載により周知を行います。	周知等の実施	子育て支援課

② DVに関する相談支援

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	安心して相談できる体制づくり	市の相談窓口において、ケースワーカー及び婦人相談員による、安心して相談を受けられる環境を整えます。	婦人相談員の設置	子育て支援課
2	被害者の生活再建に向けた支援の実施	被害者の就労等の生活再建に必要な情報の提供や、同伴する子どもに必要な支援を行います。	婦人相談員の設置	子育て支援課

③ 関係機関との連携強化

主な取組		取組内容	活動評価項目	担当課
1	DV被害の早期発見体制の充実	「四街道市児童及び配偶者等に対する暴力防止対策地域協議会(通称:CANPY)」の活動を通じ、DV被害の早期発見への協力依頼や相談・支援の連携体制を整えます。	CANPY代表者部会をはじめとした各種会議の実施	子育て支援課
2	緊急保護を求めるDV被害者等への支援	関係機関との連携を図り、被害者及びその子どもに適切な支援を行います。また、状況に応じて緊急一時保護の助成を行います。	婦人相談員の設置	子育て支援課

(2) ハラスメントや性犯罪の防止

ハラスメントの防止に向けた情報提供や啓発活動を行います。また、各種パトロールの強化や性犯罪被害相談窓口の周知を行い、だれもが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

【基本的施策】

① ハラスメントの防止に向けた意識の啓発

主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課
1 事業所におけるハラスメントの防止に向けた啓発の実施	商工会等と連携し、ハラスメントの防止に関する意識啓発を行います。	啓発等の回数	産業振興課
2 市職員へのハラスメント防止に向けた研修の実施	ハラスメント防止に向けた職員への研修を実施します。	研修等の開催回数	人事課
3 市職員からのハラスメントに関する相談の実施	職員からのハラスメント相談に対応します。	相談等の実施	人事課

② 性犯罪の防止に向けた安全対策の推進

主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課
1 各種パトロールの実施	だれもが安心して暮らせるよう、自治会等との連携による、防犯パトロールの実施や補導委員による補導活動の強化に取り組みます。	「愛の一声」運動としての街頭補導活動の実施回数	自治振興課 青少年育成センター
2 地域ぐるみの安全体制の構築	地域の子どもは地域で守るという意識の醸成と、子どもへの犯罪を抑止するため、「こども 110 番の家」活動の周知・普及を図ります。また、防犯効果を高めるため、「よめーる」による不審者情報を配信します。	「こども 110 番の家」登録件数	青少年育成センター
3 性犯罪被害相談窓口への周知	千葉県犯罪被害者支援センター等の性犯罪被害に関する相談窓口を周知します。	周知等の実施	自治振興課

(3) 生涯を通じた健康づくりの支援

女性が安心して妊娠・出産し、子育てができるよう相談体制を充実させるとともに、父母が協力して子育てができるよう支援します。また、性別や年代に応じた心と体の健康づくりに取り組むとともに、性や健康に関する正しい知識の普及・啓発を行います。

【基本的施策】

① 妊娠・出産・子育てに関する健康支援

主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課	
1	パパママルームの開催	これから親になる男女が出産やその後の育児などについて学習する講座等を開催し、仕事と子育ての両立や、男性の家庭参画を促進します。	パパママルームの土日開催回数	健康増進課
2	育児に関する相談・教室の開催	母子健康手帳交付や子育て電話相談、妊婦・乳幼児健康診査、家庭訪問等を実施し、安心して妊娠・出産・子育てに関する相談ができる体制を整備します。	子育て電話相談及びマタニティ・ベビー相談室での育児相談の実施	健康増進課
3	子ども家庭総合支援拠点での相談支援	子ども家庭総合支援拠点において子どもに関する様々な相談支援を行います。	子ども家庭総合支援拠点での相談支援の実施	子育て支援課
4	乳幼児の保護者が安心して外出できる環境の整備	おむつ替えや授乳などで立ち寄ることができるような施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、乳幼児を抱える保護者が安心して外出できる環境づくりを推進します。	赤ちゃんの駅の登録数	子育て支援課
5	子育て支援センターにおける支援	市内保育所で、子育て支援センターを運営・支援することにより、子育てをしている親子が相互交流できる場の確保に努めます。	「あそびの広場」における男性参加者数	保育課

② 生涯を通じた男女の健康支援

主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課	
1	健康教育・健康相談体制の充実	健康教育、健康相談の実施において、個々に応じた健康問題や心の不安等を解消するため、情報提供や相談の場の確保に努めます。	健康教育及び健康相談の実施	健康増進課
2	受けやすい検診に関する啓発	受診者の利便性を考慮するとともに、性差に配慮した検診を実施します。	個別検診の実施	健康増進課
3	自殺対策の推進	保健・医療・福祉・教育等の関係機関・団体等の連携を図り、支援体制を整えます。	自殺対策連絡会議の開催回数	健康増進課
4	喫煙・飲酒・薬物に関する正しい知識の啓発	喫煙、受動喫煙、飲酒の健康への影響について、正しい知識を普及するとともに、母体への影響について啓発活動を行います。また、学校においては、薬物乱用(非行)防止教室を開催し、児童・生徒への適切な指導を行います。	啓発等の実施	健康増進課 学務課

5	性に対する正しい理解の促進	性感染症をはじめとした性に関する正しい知識を周知します。	啓発等の実施	健康増進課
6	「生理の貧困」対策に係る困窮している女性への支援	経済的に困窮している女性へ生理用品の無償配布を行います。また、取組の中で、困窮者への相談窓口等を周知し、相談に繋がります。	「生理の貧困」対策に係る困窮している女性への生理用品の配布	社会福祉課

(4) 防災・復興における男女共同参画の促進

今後発生が想定される大規模災害等の対応に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れるとともに、防災・復興分野における女性の積極的な参画を促進し、市民ニーズを反映した更なる防災・復興対策の強化を図ります。

【基本的施策】

① 防災・復興における男女共同参画の視点を取り入れた取組の促進

	主な取組	取組内容	活動評価項目	担当課
1	男女共同参画の視点に立った防災備蓄品の整備	男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した防災備蓄品の整備を進めます。	備蓄用品の整備	危機管理室
2	男女共同参画の視点に立った避難所の開設・運営	災害発生時における避難所の開設・運営にあたっては、男女共同参画の視点を取り入れます。	出前講座等の開催回数	危機管理室
3	自主防災組織における男女共同参画視点の働きかけ	自主防災組織や区・自治会等を対象としたセミナーや出前講座などで、男女共同参画の視点を取り入れた備蓄品の整備や避難所の運営を推進します。	出前講座等の開催回数	危機管理室
4	市民活動等と協働したネットワークづくり	災害時における被災者への支援に向け、市民団体や事業者、関係機関等が連携を目指し、それぞれの資源・知識・技能等を生かしたネットワークづくりを行います。	講座等の開催回数	政策推進課 危機管理室
5	消防団への女性の入団促進	イベント等においてPRを実施するなど、男女共同参画の視点から女性の消防団への入団を働きかけます。	入団促進活動の実施	消防本部 総務課

第3章 計画の推進

1 計画の推進体制

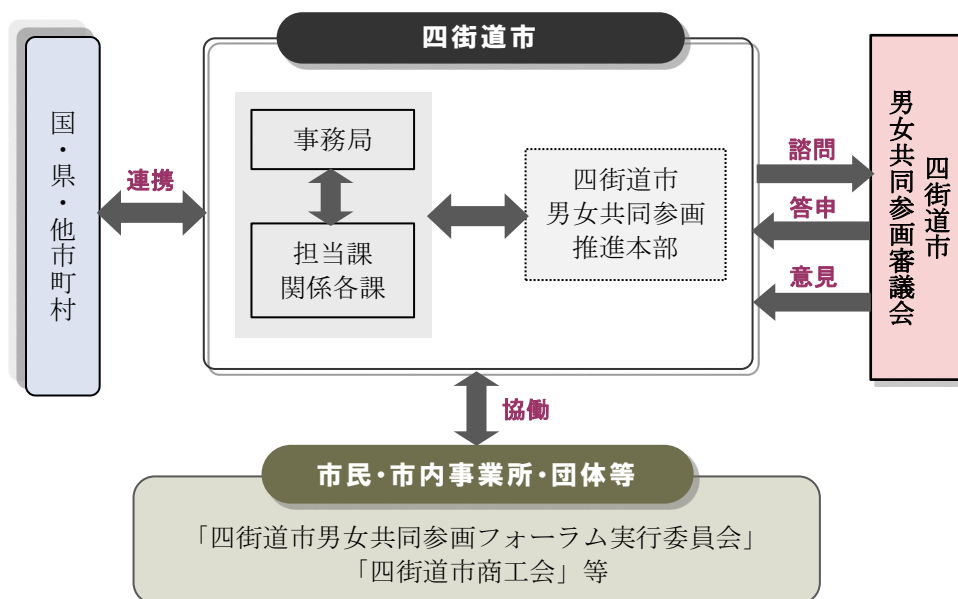
本市がめざす男女共同参画社会を実現するためには、本計画に設定した3つの基本目標の取組を効果的かつ着実に推進していく必要があります。

計画の推進に当たっては、すでに庁内に設置している「四街道市男女共同参画推進本部」のもと、庁内で目標と情報の共有を図り、めざす社会のすがたの実現に向け、積極的な取組を進めていきます。

また、この取組の中で、市民自らが気づき、考え、男女共同参画の推進活動を行っている「四街道市男女共同参画フォーラム実行委員会」等の市民との協働活動を推進するほか、有識者、関係団体代表者、公募市民で構成される「四街道市男女共同参画審議会」において、外部の知見を活用した計画の推進を図ります。

さらに、国・県との連携のもと、市のみでは円滑に進めることが困難な課題の解決に取り組むとともに、他市町村との情報交換等を行いながら、効果的な施策を展開します。

《四街道市の男女共同参画推進体制》



2 計画の適切な進行管理

計画の成果を着実に挙げるため、「PDCAサイクル」の考え方に基づいた適切な進行管理を行います。

取組ごとに設定した活動評価項目の達成状況等について、毎年度評価を行うとともに、「四街道市男女共同参画審議会」からの意見を聴取し、それらの結果を広く市民に公表します。また、評価結果を踏まえ、必要に応じて取組や活動評価項目の見直し等を行います。

さらに、市民や市職員を対象に定期的な意識調査を行い、男女共同参画に対する意識やニーズを把握するなど、社会情勢の変化にも柔軟に対応しつつ、計画を着実に推進します。



指標一覽

成果指標

基本目標	指標名	現状値	目標値	
1.男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	1	社会全体における男女の地位は平等であると感じる人の割合 女性 9.1% 男性 20.9% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 女性 19% 男性 27%	【R12年度】 女性 25% 男性 35%
	2	社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の地位は平等であると感じる人の割合 女性 12.8% 男性 23.4% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 女性 21% 男性 30%	【R12年度】 女性 27% 男性 36%
	3	「男は仕事、女は家庭」という考え方に否定的な人の割合 女性 51.1% 男性 39.2% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 女性 64% 男性 56%	【R12年度】 女性 70% 男性 67%
	4	男女共同参画に対する取組に満足している人の割合 10.8% H28年市民意識調査	【R8年度】 14%	【R13年度】 18%
	5	「将来の夢や目標を持っていますか」の質問に対する肯定的な割合 小学生 83.0% 中学生 63.1% R3年度全国学力・ 学習状況調査	【R8年度】 増加を 目指します	【R13年度】 増加を 目指します
2.誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	1	職場における男女の地位は平等であると感じる人の割合 女性 26.9% 男性 31.7% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 女性 35% 男性 38%	【R12年度】 女性 42% 男性 46%
	2	課長相当職以上に占める市女性職員の割合 1.4% R3年4月1日	【R7年度】 5.0%	【R12年度】 「第五次特定事業主行動計画」 を踏まえ設定
	3	審議会等委員に占める女性の割合 31.9% R2年度	【R8年度】 38%	【R13年度】 46%
	4	ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合 27.4% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 36%	【R12年度】 43%
	5	市男性職員の育児休業取得率 25.0% R2年度	【R7年度】 33%	【R12年度】 40%
	6	家庭生活における男女の地位は平等であると感じる人の割合 女性 32.3% 男性 46.1% R2年男女共同参画 市民意識調査	【R7年度】 女性 40% 男性 53%	【R12年度】 女性 48% 男性 64%

基本目標	指標名	現状値	目標値		
	7	家庭等の個人生活のための時間が取れていると感じる人の割合 R2年男女共同参画 市民意識調査	女性 79.4% 男性 74.6%	【R7年度】 女性 87% 男性 82%	【R12年度】 女性 96% 男性 90%
	8	保育所入所待機児童数 R3年4月1日現在	0人	【R9年 4月1日】 0人	【R14年 4月1日】 0人
	9	子ども家庭支援に対する取組に満足している人の割合 H28年市民意識調査	26.3%	【R8年度】 34%	【R13年度】 41%
	10	家事諸項目(食事・掃除洗濯)の分担が夫婦とも同じ程度の人の割合 R2年男女共同参画 市民意識調査	女性 7.0% 男性 9.9%	【R7年度】 女性 11% 男性 15%	【R12年度】 女性 14% 男性 20%
3.安全・安心に暮らせる環境づくり	1	DVが人権侵害であると認識する人の割合 R2年男女共同参画 市民意識調査	70.0%	【R7年度】 77%	【R12年度】 85%
	2	DVに関する相談窓口を知っている人の割合	—	【R7年度】 75%	【R12年度】 83%
	3	市内における性犯罪件数 R2年	3件	【R8年】 0件	【R13年】 0件
	4	健康づくりに対する取組に満足している人の割合 H28年市民意識調査	26.2%	【R8年度】 34%	【R13年度】 41%
	5	妊娠届出に伴う妊婦面接の実施率 R2年度	100%	【R8年度】 100%	【R13年度】 100%
	6	3～4か月児相談の実施率 R2年度	97.6%	【R8年度】 100%	【R13年度】 100%
	7	乳がん検診の受診率 (40歳～69歳) R元年度	26.4%	【R8年度】 34%	【R13年度】 41%
	8	子宮頸がん検診の受診率 (20歳～69歳) R元年度	15.7%	【R8年度】 20%	【R13年度】 26%
	9	防災会議の委員に占める女性の割合 R3年度	15.6%	【R8年度】 20%	【R13年度】 26%
	10	消防団員に占める女性の割合 R3年4月1日現在	5.3%	【R9年 4月1日】 8%	【R14年 4月1日】 12%



資料編

1 諮問

政 第 1 3 1 号

令和3年11月19日

四街道市男女共同参画審議会
会長 市川 香織 様

四街道市長 佐 渡 斉

四街道市男女共同参画に係る推進計画について（諮問）

四街道市男女共同参画審議会条例（平成24年四街道市条例第31号）第2条第1号の規定により、第4次四街道市男女共同参画推進計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

2 答申

男女共参審第3号

令和3年12月15日

四街道市長 佐 渡 斉 様

四街道市男女共同参画審議会
会 長 市 川 香 織

四街道市男女共同参画に係る推進計画について（答申）

令和3年11月19日付け政第131号で諮問のありましたこのことについては、別添のとおり答申します。

四街道市男女共同参画に係る推進計画について（答申）

平成11年に、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指して「男女共同参画社会基本法」が制定されてから22年が経過しました。

その間、国においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定・改正をはじめ、さまざまな法制度の整備等を行うなど、男女共同参画社会の実現に向け一定の進展が見られています。

また、四街道市においては、平成26年度にスタートした第3次四街道市男女共同参画推進計画の約6割の成果指標に進捗がみられるなど少しずつではありますが、着実に進展しているものと評価します。

しかしながら、令和2年に実施した「四街道市男女共同参画市民意識調査」結果では、男女の地位の平等について、依然として多くの分野で男性の方が優遇されているという意識が強く、特に女性は男性よりも不平等と感じている傾向があることや配偶者等間の家事等の分担について、女性が担う傾向が強く、固定的役割分担意識が解消していないことが明らかになるなど、未だに多くの課題があります。

さらに新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化したDVの増加・深刻化の懸念や女性の雇用、所得への影響等に係る対応など、新たな課題も生じています。

本審議会では、こうした認識の下、諮問を受けた「第4次四街道市男女共同参画推進計画（以下、「次期計画」という。）（案）」について、男女共同参画を取り巻く社会の動向や四街道市の現状を踏まえ、市民ニーズなども考慮しながら慎重に審議した結果、その内容についてはおおむね適切であると評価するものです。

今後、策定された次期計画を推進するに当たり、行政と市民、事業者、団体等との協働・連携を一層推し進め、めざす社会のすがたである「性別にかかわらず、だれもが個人として尊重され、個性を發揮できる社会」の実現に向けて取り組まれることを期待するものです。

なお、以下の意見を付しますので、計画の推進に当たっては、当該意見等を十分尊重し、その実現に向け努められるよう要望します。

記

1 計画全体について

- (1) 計画の実施に当たっては、国、県及び他市町村等と連携し情報共有を図りながら、積極的な推進に努め、成果指標に設定した目標値の達成に向け取り組まれない。

- (2) 取組内容や取組ごとに設定した活動評価項目等について、必要に応じて見直しを検討するなど「PDCAサイクル」の考え方に基づき、計画を推進されたい。

2 計画の内容について

- (1) 幅広い世代への男女共同参画に関する意識啓発が重要である。特に若い世代に対しては、SNSなどのメディアを効果的に活用し、情報発信に努められたい。
- (2) 男女共同参画に関する意識については、幼児期から漸次形成されていくものであることから、成長段階に応じ、男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進に努められたい。
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、「次世代育成支援対策推進法」等に基づく各種認定制度について、事業者等に対し、さらなる周知・啓発を行うなど、労働分野における男女共同参画の促進に向け一層取り組まれたい。
- (4) 様々なライフスタイルに合わせた働き方ができるよう、事業者等に対し理解を促進することが重要であることから、特に女性の出産前後における就業継続について、周知・啓発に取り組まれたい。また、LGBTの方に対する理解促進について周知・啓発等を行う際は、社会情勢に十分に留意し実施されるよう努められたい。

3 四街道市男女共同参画審議会条例

平成24年9月28日

条例第31号

(設置)

第1条 市は、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、四街道市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 男女共同参画推進計画の策定及び変更に関する事。
- (2) 男女共同参画推進計画に基づく施策の実施状況に関する事。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 有識者
- (3) 公募による市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、規則で定める機関において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年12月2日から施行する。

4 四街道市男女共同参画審議会委員名簿

令和4年2月現在

区 分	氏 名	所 属 等
第1号委員	市 原 敏 彦	千葉みらい農業協同組合
	伊 藤 友 江	四街道市立小中学校長会
	添 田 公 造	四街道市商工会
	竹 田 敬 宏	千葉内陸バス株式会社
	土 井 英 二	株式会社京葉銀行
	望 月 信 昭	四街道市民生委員児童委員協議会
	長谷川 明日香	よつかいどう mamamo
	松 原 松 代	四街道市保健推進員
第2号委員	◎ 市 川 香 織	東京情報大学教授
	○ 中 村 礼 奈	弁護士
	松 田 美恵子	人権擁護委員
第3号委員	田 島 一 靖	公募による市民
	花 澤 和 一	公募による市民
	林 好 美	公募による市民

◎：会長 ○：会長代理

敬称略、50音順

5 四街道市男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 四街道市における男女共同参画を総合的かつ効果的に推進するため、四街道市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画に係る総合的な企画に関する事。
- (2) 男女共同参画に係る施策の調整及び推進に関する事。
- (3) その他男女共同参画の推進に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、市長の職にある者をもって充てる。

- 2 副本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときはその職務を代理する。

(本部員)

第5条 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第6条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第7条 推進本部の所掌事務について協議及び調整を行うとともに、推進本部の決定した施策の実施に関し必要な事項を処理するため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、経営企画部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

(検討委員会)

第8条 幹事会の所掌事務について予備的な協議及び調整を行い、幹事会を補佐するため、幹事会に検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員は、幹事（青少年育成センター長及び図書館長を除く。）がその所属する課等の職員のうちから、指名した者をもって充てる。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、経営企画部政策推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則 (平成11年4月1日一部改正)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年4月1日一部改正)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年4月1日一部改正)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年4月1日一部改正)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年4月1日一部改正)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年12月1日一部改正)

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

付 則 (平成23年4月1日一部改正)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年4月1日一部改正)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年4月1日一部改正)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年4月1日一部改正)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年4月1日一部改正)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年4月1日一部改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年4月1日一部改正)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条)

危機管理監、経営企画部長、総務部長、福祉サービス部長、健康こども部長
環境経済部長、都市部長、上下水道部長、会計管理者、教育長、教育部長
消防長

別表第2（第7条第5項）

危機管理室	危機管理室長
経営企画部	財政課長、契約課長
総務部	自治振興課長、人事課長
福祉サービス部	社会福祉課長、高齢者支援課長、障害者支援課長
健康こども部	子育て支援課長、保育課長、健康増進課長
環境経済部	産業振興課長
教育部	学務課長、指導課長、社会教育課長、スポーツ青少年課長、 図書館長、青少年育成センター所長
消防本部	総務課長

6 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責

任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同

参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決

定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規

定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日
（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を發せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)
最終改正：令和元年六月五日法律第二四号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主

行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した

一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（

昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活にお

ける活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における

女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（

同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

- 四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条

の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。

）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)
最終改正：令和元年六月二六日同第四六号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説

明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げる

いずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項

並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。
(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくさ

れることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により

書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四

項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合
--------	----------------------	-----------------------

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 （令和元年六月二六日法律第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定
公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

9 用語解説等

あ行

イクメン

イクメンとは、子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のこと。または、将来そんな人生を送ろうと考えている男性のこと。

LGBT

Lesbian（レズビアン、女性同愛者）、Gay（ゲイ、男性同愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、身体の性と心が一致しない者）の頭文字をとった単語で、性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）を表す言葉の1つ。

エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

か行

カジダン

料理、洗濯、掃除などの家事（カジ）を楽しみ、積極的に取り組む男性（ダン）のこと。

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

さ行

ジェンダー（社会的性別）

社会的・文化的に形成された性別のこと。生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）とは別に、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27(2015)年 9 月に国連で採択された、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標のこと。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、包括的な 17 の目標（Sustainable Development Goals: SDGs）を設定。ゴール 5 ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女兒のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。

総合評価方式

「価格」に加え、企業の「技術的要素」を総合的に評価し、数値化した「評価値」が最も高い者を落札者とする方法のこと。

た行

ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者・パートナーなど親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力（デートDVを含む）のこと。

は行**ハラスメント**

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等ハラスメントをはじめとした職場等において行われる上司・同僚からの主に優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者等が不利益を受けるなど、就業環境が害されるものこと。

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものこと。

ま行**無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）**

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

わ行**ワーク・ライフ・バランス**

仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方を選択できるようにすること。

第4次四街道市男女共同参画推進計画

令和4年2月発行

四街道市 経営企画部 政策推進課

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地

【電話】043-421-6161

【ホームページ】<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>

